

平成30年第4回（12月）定例町議会

（第2日 12月5日）

平成30年第4回(12月)西伊豆町議会定例会

議事日程(第2号)

平成30年12月5日(水)午前9時30分開議

日程第1 一般質問

日程第2 議案第42号 西伊豆町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の制定について

日程第3 議案第43号 西伊豆町公共施設等総合管理基金条例の制定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番	堤	豊	君	2番	山本	洋志	君
3番	山本	智之	君	4番	芹澤	孝	君
5番	高橋	敬治	君	6番	加藤	勇	君
7番	山田	厚司	君	8番	西島	繁樹	君
9番	堤	和夫	君	10番	山本	榮	君
11番	増山	勇	君				

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	星野	浄晋	君	副町長	椿	隆史	君
教育長	清野	裕章	君	総務課長	佐久間	明成	君
まちづくり課長	大谷	きよみ	君	窓口税務課長	真野	隆弘	君
健康福祉課長	白石	洋巳	君	産業建設課長	村松	圭吾	君

防 災 課 長 長 島 司 君 環 境 課 長 鈴 木 昇 生 君
会 計 課 長 森 健 君 企 業 課 長 松 本 正 人 君
教 育 委 員 会 長 高 木 光 一 君
教 務 局 長

職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長 山 本 法 正 書 記 山 本 征 司

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（高橋敬治君） 皆さん、おはようございます。

ただいま出席している議員は、11名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（高橋敬治君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎一般質問

○議長（高橋敬治君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、通告順序に従い発言を許します。

なお、本定例会において、一般質問に対し町長に反問権を付与しています。

◇ 芹 澤 孝 君

○議長（高橋敬治君） 通告5番、芹澤孝君。

4番、芹澤孝君。

〔4番 芹澤 孝君登壇〕

○4番（芹澤 孝君） おはようございます。

まず、福祉避難所の体制の充実についてお伺いします。

報道によれば、高齢者や障害者、妊婦、乳幼児、住宅難病患者など、避難生活に特別な配慮が必要な要配慮者を災害時に受け入れるための福祉避難所として、全国で95パーセントの自治体が管内の高齢者施設1か所以上指定しているということになっています。しかし、その実情は、収容対象者に対して収容できる人員は圧倒的に少なく、その他にも物資、機材の確保など課題が多いとなっています。

国は、平常時に福祉避難所が機能する体制を整えることと、福祉避難所のガイドラインでうたっています。当町としても、福祉避難所の体制について地域防災計画で大枠盛り込んでいますが、これだけで充分とは思えません。平常時において、福祉避難所の課題に取り組み、体制を充実するべきであると考えますが、福祉避難所の体制を充実させる作業は進んでいますか。

次に、スズメ蜂の巣の駆除についてです。

近年、スズメ蜂が人の生活圏に巣を作ることが多く、その被害が増えています。蜂の中でもスズメ蜂は大変攻撃的で毒性が強く、刺されてアレルギーを発症した場合には、息苦しくなる、物が飲み込めない、声がしわがれて体の力がぬける、意識障害を起こすなどの症状を発症し、重篤な場合には死に至るなどの深刻な被害も報告されています。

林野庁のホームページによれば、平成 29 年度までの 5 年間に、蜂に刺されて年間で平均 18.6 人が死亡しています。重大な事案になる前に、スズメ蜂の巣の駆除の除去を行う必要がありますが、素人が行うのは危険であり、業者に依頼することになりますが、その費用は決して安くなく、多大な負担となっています。住民の安全確保のために対策を講じるのは、当局の責務であると考えますが、スズメ蜂の巣の駆除費用負担についての考えはどうなっていますか。

次に、紙おむつ等介護用品支給の制度改革についての考えは。

各市町では、市町村特別給付事業として、介護保険サービスに含まれない通称横出しサービスを、高齢者福祉拡充のために独自の介護保険任意事業を行っています。西伊豆町は横出しサービスとして、在宅で生活する対象者に紙おむつの介護用品の償還払いを行っています。この事業の状況は下段のとおりであり、過去 6 年間のその執行率は^{きんたん}惨憺たるものです。この事業は、果たして目的を充分遂げているのかとの疑問を持ちます。

この事業の対象者は、^ひ延いては介護料の還元につながるもので、より多くの高齢者の方が当然この事業の恩恵に浴することを望んでいます。より多くの高齢者が事業の対象となるように制度改革が必要と考えますが、この事業の制度改革に対する考えはどうでしょうか。

以上です。

○議長（高橋敬治君） 町長。

[町長 星野浄晋君登壇]

○町長（星野浄晋君） それでは、芹澤議員の質問にお答えします。

まず、1 点目の福祉避難所の体制充実について。

平時において、福祉避難所の体制の充実を図るべきと考えるが、作業は進んでいるのかとのご質問でございます。以前、答弁したことがございます。福祉避難所には町内2か所が指定されており、そのうち1か所は津波浸水区域内にありますので、それにあたらぬ1か所に、実際そういった災害時の受入れについてお話をしております。そうしたところ、受入れは可能であっても、現在ベッドに空きがないため、受入れるのであれば、簡易ベッドなどが必要であるなどのお話があったので、町では今年9月議会におきまして補正予算議案第35号を取り、簡易ベッドを購入したところでございます。また、町の社会福祉協議会では、赤い羽根共同募金の災害緊急助成事業を活用し、福祉避難所内に防災倉庫と防災資機材を整備する予定をしております。これらの支援も合わせながら、体制の充実を図っていききたいと思っております。

次に、大きな2点目のスズメ蜂の巣の駆除について。

スズメ蜂の巣の駆除費用負担についての考えはとのご質問でございますが、現在のところ考えておりません。

次に、3点目の介護保険任意事業について。

紙おむつ等の介護用品支給の制度改革についての考えは、より多くの高齢者が事業の対象となるよう制度改革が必要と考えるが、この事業の制度改革に対する考えはとのご質問でございます。

執行率が^{きんたん}惨憺たるもののご指摘がございしますが、制度内で利用されている方が、すべて利用したマックスの金額を予算計上しているものであり、例年の利用率での予算を上げれば、予算額は概ね60万円となり、執行率は上がるものと思います。しかしながら、利用される方々が増えた際、補正予算を上げるのではなく、いつおいでになっても対応ができるようにしているものでございます。ご理解をいただければと思います。ただ議員があくまでも執行率が惨憺たるということにこだわり、現実に即した予算計上をすべきとの主張であるならば、次年度から予算計上額を過去3年の平均から割り出し、不用額が出ないように努めたいと思います。

また、制度改革に対する考えにつきましては、国の考えとして、介護用品の支給については、介護給付サービスの上乗せ、横出しに該当するため、仮に実施する場合には、本来であれば市町村特別給付等として単独事業で実施されるべきものであるが、多くの市町村が任意事業として実施していた状況に鑑み、例外的に激変緩和措置として、平成26年度に実施していた市町村のみ、平成27年度以降も実施可能となっている状況で、今後の事業のあり方につ

いて、計画的に任意事業（補助事業）から単独事業へ移行するなど、事業の継続要否を検討するようにということも言われているため、国の動向も注視しながら、事業のあり方について検討していきたいと思いますが、今のところは現状維持を考えております。ちなみに議員のおっしゃるこの制度は、介護4、5の方が対象でございます。

以上、壇上での答弁を終わります。

○議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） まず福祉避難所について、ちょっと質問させていただきます。2016年の4月の熊本地震では、介護人材と物資の不足で福祉避難所の受入れが難航したり、福祉避難所に一般避難者が殺到したために問題が発生し、益城町では福祉避難所に高齢者を120人受入れる計画でしたが、一般避難者が殺到したために現場が混乱してしまいまして、それで福祉避難所の開設を断念したという報道がありました。このようなことにならないようにするためには、平常時にどう対処をするかということを考えていかないとはいないわけですが、当町の場合は福祉避難所の開設する時系列はどうなっているのでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 防災課長。

○防災課長（長島 司君） 災害が起きた場合に、まず一時避難地に逃げる形を取るかと思えます。それから、それが例えば津波被害がなくなった場合に、広域避難所に移行すると思えます。広域避難所に移った後に、要援護者につきましては、それから町の車両等を使いまして、福祉避難所に移動するという形を取っております。福祉避難所につきましては、現在、町長から説明があったとおり、町では2か所を指定しております。

○議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 一時避難所というのは、どこを考えているのか。広域避難所というのは、どこを考えているか。

○議長（高橋敬治君） 防災課長。

○防災課長（長島 司君） 一時避難所につきましては、例えば各地区で今、町民防災会議等を行っておりますが、津波等から被害を防ぐための一時的に避難する場所でありまして、例えば避難路を使った避難地であったりとか、今後検討しております津波避難タワーとか、そういった場所を指定します。それから広域避難地につきましては、各地区ごとに学校の校庭であったりとか、学校の校舎でありますけれども、そちらの方全体へ確保する場所を、広域避難地として指定をしてございます。

○議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 福祉避難所の対象者は、要支援要介護者なわけですね。そういう方を、何も囲われていないそういう所に一時的に避難させて、また広域に避難するということはちょっとまずいのではないかと思うけど。その辺のことは、全然検討されていないですか。一時避難場所と広域避難場所の選定の仕方が、ちょっとまずいのではないかと思うけど。

○議長（高橋敬治君） 防災課長。

○防災課長（長島 司君） 津波避難等は緊急を要しますので、いったん一時避難地、それから広域避難地に避難していただいた後に、そういった方々に関しては、その場所で福祉避難所に避難していただくという体制を取っていきたいと思っております。

○議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 仮に、今後計画が進んで一時避難所のしっかりした場所を選んだと、そこから福祉避難所に移設するという事になった場合、どのような基準で振り分けるか、その辺のことは考えていますか。例えば、優先順序を考えられて振り分けなければ、もう福祉避難所はすぐ満杯になってしまうわけですね。だからそういうことは考えられているのか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 災害時のケースバイケースで、物事を判断されると思います。当然津波が起きた場合には、福祉避難所を今2か所指定しておりますけれども、1か所は浸水する可能性もあります。そうすると最終的に残るのはヒューマンヴィラだけということになりますから、あそこに入るキャパというのは、だいたい議員も分かるように知れている量だと思います。そこに200人300人の方が来れば、当然受入れることができないわけですので、介護度が高い方から優先に入っていただくということになると思います。また、町ではホテルさんと災害協定を結んでおりますので、ホテルが利用できる時には、そちらも活用させていただくことで話は進めていきたいと思っておりますけれども、あそこは福祉施設ではないので、福祉避難所としての指定はしていないというご理解をいただくしかないと思います。

○議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 今、一時避難所の件と、今後プランを検討していくうえで、しっかりとした建物の場所を選定して計画を立てていただきたいということと。それでこの振り分けということは、国もスクリーニングと言いますか、町の職員でも簡単に行えるようなマニュアルを作れということは言っているわけです。だから福祉避難所に入れるべきか入れないかの判断をするマニュアルを、スクリーニングと言って作れということは言っているわけです。

そういうことも入れてマニュアルを作って、地域防災計画に入れてもらいたいと思います。

それで次に、西伊豆町では平成30年の2月15日現在、避難行動支援者は、身体1・2級、療育AからA2は249名、それで介護3以上は120名、合わせて369名です。全員がこの福祉避難所の対象にはならないと思いますけど、現在指定している両施設とも常に満床状態なわけですね。それでなおかつ1か所は、津波浸水区域に存在しているわけであって、果たして災害時、福祉避難所として機能するかということにはちょっと疑問になるわけですね。それで収容不足にならないように対策を立てることで、概略福祉避難所の対象者となる人を揃えておかなければなりませんけれども、福祉避難所の対象者となる概略の人数は何人なのか。それで現在協定を結び指定している福祉施設については、どのような場所に、またどのようなスペースに何人収容可能ですか。

○議長（高橋敬治君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） 要配慮者は、高齢者や障害者、要介護者、乳幼児、妊婦、外国人等が入りますけれども、このうち避難行動要支援者に該当する方、これは体育館等の避難所では避難生活を送るのに困難と思われる方とか、現在把握している今芹澤議員のおっしゃいました369名が対象かと思われませんが、妊産婦や乳幼児等はこれに含まれておりませんので、まだ増えてくる可能性はありますので、はっきりした人数は把握はできません。

あと、福祉避難所のスペースにつきましては、ヒューマンヴィラにつきましては、確認したところデイサービスルームに収容する予定でございます。この面積が520平米、およそ避難所は2から4平米に一人ぐらいを避難してもらうことで考えておりますので、中間を取りまして3平米だとしますと、173人程度が収容が可能だと思われまして、あと不足分については今後、先ほど言いましたようにホテルや旅館など、バリアフリーのような施設を探していくことになってくると思われます。

○議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） いずれにしても、現状では概略それだけの人が来るか分かりませんが、町としてそういう360名を対象として考えた場合は、もう収容者不足ということになるわけで、民間の宿泊施設や学校の教室を福祉避難所にするという計画を今から立てて、収容者不足に対して、果たして実際人がどれだけ来るか分かりませんが、そういうことも地域防災計画に立てて欲しいと思います。

それで次に、介護人材が逼迫している状況です。170人も介護施設に仮に収容したら、これももうあれですね、この介護施設は定員以上の人間を受入れるわけだから、職員はオーバ

一ワークになってしまいます。新たな介護人材が必要になった場合、介護人材を確保するのは、町がじゃあ確保するのか。施設が確保するのか。それと、また学校などに福祉避難所を開設した場合には、介護人材がやはり必要となると思いますが、この場合の介護人材もどうするのか。その辺のことは考えていますか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） どの質問から介護人材の数になっているのか分からないので、答弁のしようがないですけれども、当然福祉避難所という話になれば、災害によってどのような状況になるかによって状況は変わります。当然浸水していた場合には、既存の介護施設はほぼ使えない状況になって、ヒューマンヴィラしか残らないという状況になりますので、もしそこで介護職員がいた場合には、そういった方々を振り分けることも可能だと思いますが、西伊豆町としては常時介護についている職の方が足りていないというのが現状でございますので、別に災害時に特化して質問されても困るというのが現状だろうと思います。

○議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 今、福祉避難所の計画の準備は進んでいるかということで聞いているわけですから、福祉避難所を開設した時に介護人材が必要になるのだから、それはどのように考えているんだと、手当できるのかということを知っているわけだから、当然質問からは外れていないと思いますけど、その辺はどうですか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 当然、今年広島で災害があった時にも、西伊豆町の職員を派遣しておりますし、西伊豆町で被災した時にも、介護職員が足りない時には全国から応援に来ていただくという体制も取りますので、そういったもので足りない分は対応していくと。これは通常のルーティンではなかろうかと思えます。

○議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） それは一般的な答えですけど、これは全国的に苦慮していて、人員不足なわけですね。そういう答えをどこでも返ってくるけど、実際大規模災害が起きた場合、簡単に人材派遣が受けられるかということは疑問に思うわけです。だから普段から介護施設の近く、近隣の方に理解を得て協力体制を得るとか。それか災害ボランティアの方と協定を結ぶなど協力を得て、そういう方を頼んでおくというか、そういうことも必要ではないかと思うんですね。それと介護ができる家族の方とは、福祉避難所において同居させるとか、そういうことも考えたらいかがかと思えます。

それと次に、備蓄はどうなっているかということです。先ほどベッドは福祉避難所で用意したということですが、福祉避難所については、必要な消耗器材は、県の緊急地震・津波対策交付金、国庫負担金などが受けられるということになっているようです。介護用品及び衛生用品、障害者トイレとベッド、担架、車椅子、歩行器、収尿器、パーテーション、ストマなどがこの対象となるわけですが、これらの備蓄数は分かりますか。

○議長（高橋敬治君） 防災課長。

○防災課長（長島 司君） 先ほど町長が答弁しましたけれども、福祉避難所に指定している施設と協議を行いまして、県の緊急地震・津波対策等交付金を活用し、福祉避難所施設に必要な簡易ベッド20基を購入したところでございます。町が保有する福祉避難所の備蓄品は、今のところその簡易ベッドだけでございますけれども、町の社会福祉協議会においても、今後、赤い羽根共同募金の事業を活用し、非常用食料、ガスコンロ、ストーブ、水タンクなどを購入する予定であります。その他の備品につきましても、施設と協議を行いまして、随時備蓄は図っていきたいと考えております。

○議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） ぜひ、備蓄を進めていって欲しいわけですが、施設と福祉避難所を円滑に進めるうえにおいて、今言われた物資とか、この費用に関する協定ですね、それと専門人材の確保に関する協定は結ばれていないですか。

○議長（高橋敬治君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） ヒューマンヴィラと、平成12年の10月2日に協定を締結しております。同じく太陽の里とも、平成14年の10月1日に協定は締結しております。その協定の中で、物資の関係や介護支援者の確保、その辺もうたってはあります。物資と介護支援者の確保については、町で努めるとするということになっております。

○議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 物資については町ということですね、人材も。はい、分かりました。

次に、2016年の4月の時点で、静岡県内の避難行動要支援者は約36万人だそうです。それに対して、各市町が指定をしている福祉避難所は、民間の社会福祉施設や特別支援学校などを合わせて716か所で、収容不足が懸念されているわけです。そのような中で、対策として今年の10月に下田市内の旅館を使って、賀茂モデルという福祉避難所開設の訓練がありました。県と賀茂1市5町の関係者が参加したとの報道がありましたが、条件は、地震6弱で津波と火災で市内全域が被災し3日が経過した状態で、対象者は、1妊婦と配偶者、2幼児

と保護者、3知的障害者と保護者とのことでした。当然、西伊豆町も1市5町だから参加していると思いますけども、今回の訓練で、最も福祉避難所を必要とされる要介護度の高い高齢者及び重症障害者の方はこの対象に入っていないんですけど、これは対象に入らなかった理由はどういうことでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） 今回の訓練につきましては、県と下田市が一緒になってやっています。なぜ入らないのかは分かりません。

○議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） これは、参加されなかったわけですか。

○議長（高橋敬治君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） 防災の担当と福祉の担当が出席しております。

○議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） この理由は、宿泊施設には介護人材、物資、機材の観点から社会福祉施設同様の福祉サービスを求めることができず、要介護度の高い高齢者や障害を持つ障害の方の避難としては適さないという意見があるということで、こういうことになったのかなど私は思うんです。しかし、今回対象となった、1妊婦と配偶者、2乳幼児と保護者、3知的障害者と保護者、その他高齢者、介護度の低い方に対しての要介護者については専門的な知識も必要なく、避難所の環境面では配慮が必要な要配慮者にとっては、宿泊施設は格好の福祉避難所となるわけです。当町の場合は、既に町内の5つのホテル、旅館と協定を結んでいるということがあるわけです。町長も先ほどそういう答弁をされていましたが、福祉避難所としての協定はまだ結ばれていないですか。避難所としては協定を結んでいるけど、福祉避難所としては協定は結んでいないですか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 福祉避難所として協定を結んでいないから、使えないという議論にはならないと思います。当然、被災をした時には、弱者の方から先にそういったものは必要とあれば、ベッドであったりとか、畳のある部屋というものを提供させていただかなければ人道的にまずいわけでございますので、当然ホテルさんには健常な人ではなくて、やはり介護は必要、また妊婦の方、障害をお持ちの方を優先にして、なるべく大丈夫な方については、学校の教室や体育館に行ってもらおうということが、普通考えれば誰でもそう思いますので、あえて福祉避難所としてホテルさんと契約をする必要はないと思っております。

○議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） これだから、なぜこれ1市5町で今年5月、下田市が協定を結んだからということモデルにして訓練をやったかということはなぜなんですかね。福祉避難所として、もう用意しておいた方がいいということではないでしょうか。

それと、この福祉避難所があまりよく知られていないということで、私も9月の一般質問で避難所については質問したわけです。その後、住民の方に在宅の介護度の高い高齢者の避難はどうなるかということが聞かれまして、私自身も非難に窮したわけです。当町においても、福祉避難所を指定していることは分かったわけで、ほとんどの方が福祉避難所の制度について認識していないのではないかと思います。町としては、福祉避難所の存在を周知するのは当然ですけれども、災害直後に福祉避難所の受入れで混乱を招かないために、一般の避難所で生活可能な避難者に対しては対象としないこと。また災害直後、直接福祉避難所に避難してよいのかどうか、災害初日に開設が間に合わない場合があるなどの内容を周知しておく必要があるのではないのでしょうか。これらのことを周知する方法について、通り一遍の周知方法ではなく何か考えて、例えばハザードマップにその存在を書き入れるなど、何か工夫することが必要であると思いますけど、これらについて充分検討して周知するべきだと思います。

では、次へ行きます。スズメ蜂の駆除ですけど、スズメ蜂の駆除の相談依頼は、年間いくつあったのでしょうか。町が紹介している業者はどこなのか。その業者を紹介している理由は。また、巣の駆除費用はいくらぐらいなのか。その辺を分かりましたら。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 平成29年度におきましては、15件でございます。箇所では19か所、うちスズメ蜂18か所、総額にして39万6,360円、1か所平均が2万861円です。平成30年におきましては2か所、うちスズメ蜂も2か所、合計金額は3万7,800円、1か所平均は1万8,900円でございます。紹介しております業者さんにつきましては、安全の防護服をしっかりとお持ちで、安全対策をした状態で駆除ができる業者さんを、町からご案内しているところでございます。

○議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） このスズメ蜂の被害が最も懸念されるのは、子どもたちなわけですね。それで通学路及び学校周辺の個人の家、また民間施設に巣ができた場合非常に危険なわけですけど、建物個人の所有者が秋になればみんな蜂は死んでしまからといって、費用負担を惜

しんで駆除しない場合はどうしますか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） その辺はモラルの問題でございますので、通学路付近で子どもが危ないということがあった場合には、個人でなるべくやっていただきたいと思いますし、毎日生活されている個人が1番危険な状態でございますので、自分の身を守るためにも、個人で駆除をしていただきたいと思います。

○議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） モラルの問題ということではなくて、これはもう教育委員会にも入ってくるのではないかと思うんだけど、子どもの安全を守るということで、通学路でそういう事故が起きないように対策を立てるべきだと思うんです。そういう対処するについて、民間の人のモラルに任せるということでもいいのか。その辺はどうですか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） それは昨日も質問が出ておりましたけれども、通学路のブロック塀、瓦屋根、室外機の問題等々あります。そういったものと同じ問題でございますので、スズメ蜂の巣の駆除が大丈夫で、コンクリートブロックの撤去は駄目ということにはなりませんので、それは個人でお願いできるものはお願いをしたいと思っております。

○議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） その場合は、町としてその個人に働きかけることはするんですか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 当然、学校の構内など公共施設の所は町が撤去しますけれども、通学路であつたりという所で、そういった蜂の巣が確認された場合には、今までどうだったか分かりませんが、今後は学校から危ないので駆除をしていただきたいと思いますという旨はお願いに伺うべきかなとは思っています。

○議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 教育長の意見をちょっと聞きたいと思うんですけど、子どもの安全に対して、モラルだけで対処していいのか。その辺はどう思いますか。

○議長（高橋敬治君） 教育長。

○教育長（清野裕章君） 通学路にはブロック塀、それから空や家もございます。そして、場合によっては、今議員がおっしゃっているスズメ蜂の巣も考えられはします。それに対して、町が実力行使で排除するという事は、法的にこれはいかなものかと私は考えますので、

あくまでその所有者の了解を得た中で行わなければならないと考えますので、そのところはこちらからお願いをするという以外に方法はないかと私は思います。

○議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） これをいつまでもやっても、結局水掛け論になるわけで、この辺で止めます。

次に、現在西伊豆町ではホームページ上に、個人に対して補助金、助成金を出しているんですけど、この事業が33件あります。それで例えば、チャイルドシート購入費助成金事業の目的というのがあるんですけど、これは交通事故の2次衝突の危険から乳幼児を守り、合わせて保護者の経済的負担と軽減を図るため、それによって乳幼児の、

○議長（高橋敬治君） 芹澤議員に申し上げます。これ通告外ですね。次に行ってください。

芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） これを補助しているのに、スズメ蜂の巣が同じように児童、住民の安全を守り、住民の軽減を図るという目的のために行われる事業であるから、片方は補助金が出て、片方はなぜ補助金が出ないのだと、同じ目的なのに。

○議長（高橋敬治君） そういう質問をきちっと出してください。それに対しては答えを求めます。

町長。

○町長（星野浄晋君） 議員もご存知だと思いますけれども、チャイルドシートに着席しなければいけないのは、道路交通法の法律で定められておりますので、法律を守っていただくために、補助金が存在するものと理解をしております。

○議長（高橋敬治君） 質問の途中ですが、暫時休憩します。

休憩 午前10時09分

再開 午前10時17分

○議長（高橋敬治君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 初めに、紙おむつ事業についてです。現制度は申請制度になっているわけですけど、この制度を知らずに申請していないという家庭はないでしょうか。この辺、

分かりますか。

○議長（高橋敬治君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） 今年度の場合、広報にしいずの4月号と一緒に、高齢者の福祉サービスや介護保険料が変わりますというA3のチラシを全戸配布をしております。それとあとケアマネ連絡会等で、ケアマネさんにもこういう事業がありますということも報告しておりますので、町としての広報は充分に行っていると思われま。

○議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） この事業において、予想利用者数にしたがって予算を立てると思いますが、平成26年と27年度の事業の利用者数は13人だったんですね、結果。実際の13人と予想利用者数というのは、そんなに違わないと思うんですけど、なぜか平成27年と26年度で、26年度は89万5,000円の予算から、27年度は160万円に急激に予算が伸びているわけですが、どうして160万円にもなったのですか。

○議長（高橋敬治君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） 芹澤議員がどこの数字を調べてきたのかちょっと分かりませんが、こちらで予算関係を調べていますけれども、26年度の介護用品の支給事業の助成金が187万5,000円、27年度が150万です。ここの節というのが、20節の扶助費になっているんですけども、この紙オムツの関係と、あと家族介護医療事業助成金の10万円が含まれております。それが一緒になっての予算になっていますので、その辺の関係で見間違えたかなというのがあるんですけども、一応今おっしゃいましたように、前年度の利用者の数字に何人か上乘せして毎年予算は計上しております。

○議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 決算書を見たけど、決算書の数字は違っているわけですか。

○議長（高橋敬治君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） 予算書で私が確認したところ、その金額になっていまして、決算書も間違っていないと思います。

○議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） では、27年度の任意事業の上限額は、いくらだったんですか。

○議長（高橋敬治君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） 2,375万円です。

○議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 任意事業ですよ。

○議長（高橋敬治君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） 任意事業だけの上限額ではなくて、これというのが包括的支援事業という大きな枠がありまして、それに地域包括支援センターの運営費と任意事業がセットになっています。それで上限額が決まっていますので、今私が言いました2,375万が国の上限額になっております。

○議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 確か、任意事業と包括はそれぞれ上限額はあったはずですよ。それで一緒の上限額ということはないと思うけど、それでいいですか。

○議長（高橋敬治君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） 今、私が言いましたように、包括的支援事業として、地域包括支援センターの運営費と任意事業との上限額ということで、セットになっていることになっております。

○議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 予算がどこで間違えたのか、私が間違えているのかちょっと分かりませんが、では27年度と28年度からの数字を私出しましたよね。あれは違っていますか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 議員が書かれている通告書のものを、うちの課で精査するというのは別にする必要がございませんので、精査はしていないと思います。金額が平成27年から160万円に統一されているということを考えると、平成27年度から事業が変わっている、激変緩和によってということでもありますので、これから金額は変わらないのだろうと。その中の10万円、違うものが含まれているので、150万だというのが課の見解でございますので、町としては予算、決算、しっかりと執行しておりますので、町の言っていることの方が正しいと思います。

○議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） ちょっとその辺がしっかりしないと、私が質問したいことができないわけです。私の計算が正しければ、27年度以降は、それまでの場合予算執行率が低かったわけですが、27年度以降はさらに予算執行率が低くなったということですね。中には30パーセント台に落ち込んでいると。この状況をなぜ長年放置しているのか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） それは先ほども壇上で答弁させていただきましたように、議員のおっしゃるように、執行率が^{きんなん}惨憺たるということであくまでもおっしゃるのであれば、平成31年度の予算からは60万円にしていきたいと思います。

○議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 予算の執行率だけを合わせて、事業の帳尻を合わすということではなくて、だからその辺の事業枠は合っていなかったのかと。その上限枠は、どうやって決めるわけですか、その任意事業の。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 先ほどから課長も答弁しておりますように、平成29年度の利用者は13名でございます。それは先ほどから、議員も平成23年、26年の数字を出しておられますけれども、その方たちが来年も使われるのであれば、その金額でいいのしょうけれども、もし来年急に10人増えた時に、この金額でいきますと補正予算を組まなければならない状況に落ち入りますので、町としては皆さんがお越しになっても大丈夫な金額で計上しているということで、壇上で答弁をしております。

○議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） その26年と27年の予算執行率がずいぶん増えておかしいわけですけど、その辺のことは置いておいて。現在、第1号被保険者などでこの事業は行われているわけですけど、毎年多くの不用額を出しているわけです。最大で28年度には、予算の7割弱が効果的、有効的に使われることなく、第1号被保険者に還元されることなく繰越となっている状態です。高齢化率1位の西伊豆町としては、予算枠をスケールダウンすることなく、近隣市町に誇れるような制度を作れないかということで、例えば、介護保険料にしたがって段階的に補助する方法も考えられるのではないかと。例えば西伊豆町の場合、介護保険料は9段階になっているわけですけど、第1から第3段階までの非課税世帯であるということで、今までどおり10割補助ということで、保険料の4、5は本人は町民税非課税ですけど、所得のある同居人の経済的援助が見込めるということで、何割か減少して補助すると。6、7段階については、夫婦2人で考えれば、年金収入がざっと計算すると220万円から240万円以下か、242万円から32万円の間という収入が考えられるわけで、比較的予算枠に経済的に余裕があるということで、これをさらに減額補助として、予算枠に収まるような制度設計はできないかということを知りたいですけど、どうでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 所得の低い方には、軽減は既に0.45掛けております。この方々をもっと軽減しろということになりますと、もとのパイは動きませんので、平均になる5号4号になる方たち、それ以上の方たちの月額の金額を上げていかなければなりません。平成30年から7,000円に上がっておりますので、健幸づくり事業を行って、次期の介護保険8号の時には、なるべく7,000円以下に収まるように町としては努力をしておりますけれども、軽減世帯を優遇すればするほど、他のところにしわ寄せが行くというのが、この介護保険のシステムの作り方でございますので、もしそういったことを言われるのであれば、国にもっと積極的に声を出していただきたいと思っております。町は、国の示した法律、また制度の中で運用しておりますので、この紙おむつに関連して、システムまで質問されるとわけが分からなくなりますので、現状としてはそういうことだという認識をしていただくしか方法はないと思っております。

○議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 私の説明が悪かったせいか、町長勘違いしているようですが、補助ということは、紙おむつ代を補助するということです。保険料の補助ではないですよ。紙おむつ代を、介護保険料の段階にしたがって補助するということです。どうでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 所得の低い方には、介護保険料で既に補助をしております。それに合わせてまたこちらで補助をするということになりますと、二重補助になりますので、その辺はまた考えなければいけないと思っておりますので、現状維持でいきたいということです。あくまでこの制度は、介護4、5と壇上でも申し上げましたように、その方々が対象でございますので、いくら所得が低くても、介護度がここにいかない方には対象にならないということだけは、ご理解いただくしかないと思っております。

○議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） では次に、私は29年の6月にもこの件に関して質問しています。第5期介護保険事業計画で、この事業の改善を検討するとあったが、検討したのかという私の質問に対して、賀茂圏域の市内の事業内容は当町とほぼ条件的に同じであり、検討した結果、現状のままとして事業を行っているという趣旨の答弁があったわけです。しかし賀茂圏域内では、既に松崎、河津、それ以外にも近隣市町では伊豆市、沼津市、各市町独自の制度によって、当町と違った高齢者に寄り添ったていねいな支給事業を行い、より多くの高齢者を支援しているわけですよ。

例えば、隣の松崎町では支援を、住民税非課税は10割、非課税1を10割から所得税141万円

までを7段階に分割して、それで5割補助と所得7段階に補助も変えて、非課税の壁を低くしているわけですよ。河津も松崎と同じように、所得税による制度設計を行っているわけで、更に要介護度3にまで広げているということはあるわけですね。賀茂圏域内で同じだからと言って、横並びということはもうこの場合言えなくなっているわけですね。答弁したことは、前に指摘したように、もう賀茂圏域内で同じという理由付けは通らないと思うけど、再度制度設計は検討する必要があると思いますけど、どうでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 芹澤議員に申し上げます。これは具体的な質問内容は、ここにあるように紙おむつ等の介護用品支給の制度改革ということになっています。

町長。

○町長（星野浄晋君） 議員は、この紙おむつの件に関して、他市町のものをいろいろ調べて提案をされているわけでございます。介護事業全体を見ていただきますと、西伊豆町では配食サービスも行っておりますし、来年度からは、介護保険を利用されない方に1万円の給付事業も行うということっております。バス券500円を負担していただければ、1,300円分の交通券がもらえるという事業も行っておりますので、確かにこの1件につきましては西伊豆町が劣っているように見えますけれども、全体を見渡して政策的な判断をしておりますので、もし議員がこれを4、5ではなくて、3までやれということであれば、他のものでは他の市町と足並みを揃えましょうかということになると思いますので、全体を見て物事を判断していただきたいと思います。

○議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 最後に、この事業というのは町の老人福祉の姿勢が問われると思います。独自の事業であるこの任意事業において、対象者を増やすこともなく、ただ保険料の余剰金を出すために、施策的に繰越額を大きくすることだけで、被対象者のことは考えていないということはないと思います。

例えば、特養、老健においては、この紙おむつ代を介護サービス費として、介護保険より給付されているわけです。それで入所者は介護度に関係なく、資産において1割から2割補助を受けているわけですね、入所者の場合は。それで在宅の方は、任意事業と言われ介護保険の町が付け足した事業による、介護4、5、6で65歳で非課税世帯という制限がつけられているわけです。特養に入っている方とでは、差がついているわけです。それで在宅の4号の方は今60人前後いると思いますけど、事業対象は毎年12人前後と非常にさびしい状況です。この事業のあり方を、もう一度考え直す必要があるのではないかと思います。

しかし、紙おむつの事業は、第1号保険者の保険料だけで行われているのであって、できるだけ在宅の介護第1号の保険者の方も、この事業の恩恵を受けて当然だと思います。介護保険料にしたがって、所得にしたがって行う、現物支給によって事業を行う、一部一般会計を行って使うなど、多様な事業方法があると思います。今までの慣行に流されることなく知恵を絞って、できるだけ多くの方を支援していただきたいと思います。

以上で、終わります。

○議長（高橋敬治君） 芹澤孝君の一般質問が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時42分

◇ 山 田 厚 司 君

○議長（高橋敬治君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

通告6番、山田厚司君。

7番、山田厚司君。

〔7番 山田厚司君登壇〕

○7番（山田厚司君） それでは議長のお許しを得ましたので、壇上より一般質問をさせていただきます。

私の今回の質問は、大きく2点であります。1点目はリフォーム補助について、そして2点目として耕作放棄地の活用についてであります。

最初のリフォーム補助についてです。

住宅などの経年劣化や不便さを解消するのがリフォームですが、高額な費用もかかり安易に手を出せるものでもありません。そこで、住環境改善、地域経済振興などを目的に、国や県をはじめ多くの自治体では補助制度があります。また、西伊豆町内の建築関連業者の状況をみると、廃業する事業者数は増加傾向にあり、商工会の会員数も同様に、加入数よりも廃業数が上回る状態が続いています。補助制度がない西伊豆町においては、これまでも地域活性化策として提言し、検討するというものの具体化しないリフォーム補助について、次の点

について質問します。

(1) 三世帯同居推進型リフォーム補助について。

家族構成や住む方の年齢や世帯に合わせてリフォームする場合、世帯間の支えあい・互助などにより、高齢者世帯は介護における不安などに対応し、また、子育て世帯での負担を軽減する方策として三世帯同居を推進し、リフォームした場合に補助する制度を設けている自治体もあります。同様の問題が発生していると思われる西伊豆町でも、制度導入をしてはと考えるが、その点いかがか伺います。

(2) 移住定住促進型リフォーム補助について。

人口減少に悩む多くの自治体で、移住定住促進を図り、人口増加・活力ある地域社会を実現するため、移住定住する方が住宅を取得する場合の支援制度があります。そのうち増加傾向にある空き家物件を紹介するサービスが、西伊豆町でも行っている空き家バンクですが、これを地域経済の活性化の面でさらに効果的に有効活用を図るため、空き家バンクリフォーム及び家財処理費用の補助制度や、空き家バンク以外での空き家リフォーム補助を実施している自治体があります。町内の建築関連業界の振興のためにも、制度を導入してはと思いますが、どのように考えるのか伺います。

(3) エコ・省エネルギーリフォーム補助について。

長く快適な暮らしを実現するため、環境保全を目的に、太陽光発電などのリフォームや壁・床や窓などの断熱性能の向上と、高効率の給湯器、エアコンなどの導入により、消費エネルギーを削減することを目的としたリフォームをすることで、住宅流通や経済活性化を目論み、国レベルで支援し、現在でも県内多くの市町で同様の補助制度があります。エコ・省エネルギー化政策推進という意味からも制度を導入すべきと思いますが、その点いかがか伺います。

(4) 木造住宅耐震改修と同時に行う場合について。

西伊豆町において住宅リフォーム補助の進言をするときに、必ずする制度は木造住宅耐震補強助成事業であります。しかしながらこの制度、毎年度の決算状況において課題とされており、29年度決算においても、耐震診断はするが工事は行わないという結果でありました。しかしながら、地震大国ということにいささかも変わりなく、耐震性能の向上は重要課題であります。

リフォームにおいては、外壁の断熱改修や親・子世帯が同居するタイミングなどで効率的に実施し、耐震改修と併せて支援する自治体も増えています。制度は使われてこそのものであり、住民の生命・財産を守る意味においても、耐震補強と同時に行う制度を設計していく

べきと思いますが、どのように考えるか伺います。

大きな2番目の耕作放棄地の活用についてです。

全国的に農地の面積が年々減ってきており、さらに耕作に使われるはずの農地が耕作されていない状態にある耕作放棄地が増加傾向にあります。西伊豆町においても例外にもれず、従事者の高齢化ということもあり、利用頻度が劣る農地が増加し、また、米づくりをする農家も年々減ってきていると思います。農地は個人所有の土地である以上、所有者の意思が重要であることが原則ですが、耕作が放棄されることにより様々な問題が起こり、また一方では、農業などの活性化を図るため、多くの自治体で対策されている耕作放棄地の活用について、次の点について質問します。

(1) 市民農園について。

自然志向を背景に、自分で作った野菜を食べたい、農作業をしたいという趣向があり、また、食の安全性や環境問題などが騒がれるなかで、サラリーマン家庭や都市の住民の方々がレクリエーションとして、自家用野菜・花苗の栽培、高齢者の生きがいがづくり、体験学習など多様な目的で開設される市民農園が人気となっています。市民農園の開設は、農業への関心を高め、地産地消の推進や耕作放棄地の解消にも繋がるということで、開設に要する経費の補助やPR活動、公募や空き情報、契約などの事務処理などを支援している自治体もあります。農地法の制限もあるといいますが、農家の後継者不足や高齢化社会にともない、耕作放棄地が年々増えている西伊豆町でも制度を導入し、支援も検討してはと思いますが、どのように考えるか伺います

(2) 農地付き空き家について。

都市部から過疎地への人口移動の流れの中での動向や、移住相談などでテレビや雑誌等の影響からか、ゆっくりとした時間の流れや生活に価値や、そのことに充実感を重視するスロークライフを求める人の傾向として、家庭菜園をはじめとして農業への関心が高く、また中には農業で生計をとっている人が増えているといわれています。

一方で、少子高齢化の進展から空き家は年々増加しており、その対策の1つとして、西伊豆町も実施している空き家バンク制度があります。このような中、都会からの移住者に対し、空き家に隣接する農地をセットして提供する「農地付き空き家」の取り組みをして、空き家問題解決と移住促進を図る事例が注目されています。

農地法での要件緩和も必要ですが、空き家の増える原因の中には、相続人が遠隔地に住んでいて、家や農地の管理ができないということもあり、西伊豆町ではそのような事例が増え

ていると感じます。制度を研究し、導入してはと思いますが、いかがですか。

以上、明確な答弁を期待しまして、壇上での質問を終わります。

○議長（高橋敬治君） 町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） それでは、山田議員の一般質問にお答えします。

まず、大きな1点目のリフォーム補助について。

(1)の三世帯同居推進型リフォーム補助について、また(2)の移住定住促進型リフォーム補助について、(3)のエコ・省エネリフォーム補助については関連がありますので、一緒に答弁をさせていただきたいと思っております。

今まで補助をしていなかったわけですので、いろいろ提案をいただきました。どれか1つでも実施しないかということでの質問だと思っておりますが、昨日の増山議員の質問にもお答えをさせていただきましたけれども、現在、商工会さんと話を詰めているところですので、リフォーム補助につきましては実施する方向で検討しているところでございます。

次に、(4)の木造住宅耐震改修と同時に行う場合についてというご質問でございますが、あくまでも耐震は耐震であり、県の補助なども多くありますので、住宅リフォーム補助とは切り離して考えていきたいと思っております。

次に、大きな2点目の耕作放棄地の活用について。

(1)市民農園について、(2)農地付き空き家については関連がありますので、併せて答弁をいたします。

現在町内の空き家を、集落支援員という制度を活用しながら調べております。調査の結果、貸借しても良い、売買しても良いという物件が確定いたしましたら、順次空き家バンクに登録をしていき、移住を促していきたいと考えております。その際、畑などをご希望になられる方がいた場合、その情報を農業委員会に流すなどして、マッチングができればと考えております。ただ農地を所有ということになりますと、農地法による農家要件等のしぼりがあり、だれでも所有できるわけではないということをご承知いただければと思います。

以上、壇上での答弁を終わります。

○議長（高橋敬治君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 昨日の増山議員の質問に対しても、現在、リフォームについては検討中であるということでした。その中で、私もリフォームのことにしましては、これまでも何度か質問してきたわけですが、答弁の中にもあったんですけど、どういう形で補助してい

けるかということ商工会と検討していきたいという話です。前回質問した話の中で、まず1番目の三世帯同居、これを推進する理由という中で、同じようなことを前回も言ったわけです。町長からは、そういったことも含め今後検討していくと、急な質問だったから大雑把にそのようなことだったと思うんです。

その中で、そのあと集落支援員さん2名を雇ってと、いろいろなことがあるんです。私は、この三世帯同居に関しては、29年度の町勢概況、そういったものがある。総世帯数が3,896のうちに、高齢者の状況、子らとの同居、これが1,073、それくらいの割合があるということを考えますと、全国で言うところちょっと古い資料ですけども、22年度の国勢調査、その時には全国ではまだ7.1パーセントぐらいしか三世帯同居がないよという中で、西伊豆町はこれは結構な対象者がいるのではないかと思うんですけど、その辺についての考えはどうでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 三世帯の対象者が、どの程度いるかというものは把握しておりませんので、コメントは難しいわけでございますけれども、リフォームを今までしなかったのも、三世帯に限ってはリフォームをしてはどうかという今回は質問なのかなと思います。先ほども、また昨日も答弁しましたように、今商工会と詰めておりますので、三世帯に限らず、リフォームをされる方がいらっしゃった場合は、補助をしていきたいなと思っております。率などにつきましては、今後商工会と詰めるということでございますので、その辺でご理解をいただくしかないのかなと思います。

○議長（高橋敬治君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） こういったものは、やはり関係諸団体と対応しながらやっていくのが常だと思います。では例えば、商工会からどういうケースで補助をしてくれとかいう具体的なものは、結構来ているわけでしょうか。その辺はどうですか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 要望書の中には、町内業者さんを使ってくださいと、使う時に限ってこの補助が使えるようにして欲しいであるとか、いろいろ要望はありました。今、その要望書を持っておりませんので、中身は詳細に分かりませんが、後ほどまちづくり課に来ていただければ、その時の要望書はお見せすることは可能かなとは思っています。

○議長（高橋敬治君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 昨日の質問の中にも、確か堤豊さんだったですかね、もう西伊豆町の人口も11月現在で8,001人になったと。そういった状況を見ると、現状ではもう7,000人台に

突入しているのではないかと。なんらかのタイミングがないと、このリフォームというものも踏み込めないと思うんです。そういった中で、1番タイミング的に思うのが、例えば自分たちの世帯の形態を見た時に、自分たちだけだったらリフォームしなくてもいいかなと思うんです。ただ子どもたち、あるいは孫と一緒に住むのだったら、リフォームしてみようかなというのが、そういったものが1つの契機となって、地域経済を潤すきっかけにもなるということで推進しているのが、この三世帯同居とも言われております。その辺についてのきっかけになるのではないかなと私は思うんですけど、その点についてはどうでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 三世帯同居のリフォームをしないということではなくて、リフォームの補助については、商工会と今詰めているということでございますから、ご夫婦2人住まいの方がリフォームされてもよろしいでしょうし、三世帯の方がリフォームされてもよろしいでしょうし、その辺はこれから決めていく補助の要綱の中に、対象になった方はご利用いただきたいということでございますので、ぜひ三世帯でこれから同居をしたいと考えている方にも、そういったものを活用していただければと思います。

○議長（高橋敬治君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） これから制度設計していくということで、商工会からいろいろな要望が出てきて、それを見て考えたいと、大まかなところではそういうことですね。ただし、この三世帯同居というのは、これは国で推進してきたということも1つあるわけです。その辺のところにおいて、どうか少子化社会の対策というふうな〇〇のところ、家族において世帯間で助け合いながら、子や孫を育てることができるような三世帯の同居及び近居、近居というのは、同居ではなくても同じ敷地内に居を構えるとか。あるいは徒歩の圏内で、様子を見に行ける範囲内のところに子どもたちが住まいを構えるとか、そういったところの範囲のことを指していることだということです。そういった世帯形態を、これから先々支援していればどうだろうかという国の方針等もあるんですけど、その辺についての町の考え方はどうでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 今、町の方はすべていいですよ、要は住民でありということは出てくると思います。2世帯でも、1世帯でも、3世帯でもいいですよと間口は開いておりますけれども、今の議員の質問の趣旨からいきますと、3世帯のリフォーム補助はしなさいと、それ以外はしなくてもいいという主旨に聞こえてきますけれども、間口を狭めてもよろしいで

しょうか。

○議長（高橋敬治君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） そういうことではなかったんですけど、商工会等々にも折衝しているということだったんです。1つの参考として聞いていただければという意味合いで言ったつもりだったんですけども、その程度です。

○議長（高橋敬治君） 山田議員に申し上げます。次の質問に移ってください。

山田厚司君。

○7番（山田厚司君） では、その次に行きます。移住定住型ということで、少しだけちょっと確認させてください。集落支援員でいろいろな調査をして、その結果を踏まえた中で、それに乗っけてもってというか、まずその集落支援員の結果を見て、これをどのように活かしていこうかという検討とか、そういったものはどれくらいやっているものですか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 現在来ているというか集まっている情報は、どこどこのお家が空き家だということの情報は、全町的に集まってきております。ただ、そこが借りられるのか、売買してくれるのかということは、今度これからはその所有者の方と折衝を始めていきますので、それが済むまでは、これが借家が可能、売買可能というのが出てきませんので、終わり次第、どこかで答弁しているかと思えますけれども、空き家バンクのところで公開をして、借りたい方がいらっしゃいましたらどうぞということではしていきたいと思えます。

○議長（高橋敬治君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 移住定住ということで、空き家バンクの制度があるわけですか。これは現在では、西伊豆町4件ですね。4件の登録がなされて、ホームページ上に公開されているが4件ということですか。例えば、移住定住の関係で集落支援員の調査をした中で、これが増えたということはないということで理解していいわけですか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 先ほども言いましたように、所有者とまだ話をしておりませんので、これが空き家バンクに登録、可か不可というところまでいっておりません。ただ町内のこのお宅は空き家だという調査はほぼ済んでおりますので、これからその所有者と話をし、貸借、また売買が可能であれば載せていくということでございます。ですので、今後4件が10件・20件に増えていけばいいなとは思っております。

○議長（高橋敬治君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） この空き家バンクの制度の中で、いろいろな要綱を見ていくと、これは積極な空き家の円滑かつ活発的な取引を促すために、この制度を制定するという目的があるわけです。どうも今話を聞いていますと、集落支援員の制度が調査をやったのが、これは夏以前の話だったと思うんですよ。確か、町内を回ったりというのは。それから結構な時間が経過している中で、アクションを起こしていないということになりますと、それはなんかそういった円滑な活発な取引を促すための行動というのが、ちょっと遅いのかなという感じがします。これは今の町長が作った計画ではありませんけど、西伊豆町のまち・ひと・しごと創生総合計画、そういった中での移住定住ということを考えれば、2016年から20年までの5年間で、10件の移住件数を目標と掲げています。

そういった中で、所有者の意向が確かめられない、あるいは諸々の意向が確かめられないから、そういったリフォームまで、まだそういったところまで行けない、次の段階までは進めないよという話です。私が移住してきた人などの話を聞きますと、一番空き家を借りてこちらへ移住して来て、何か一番困ることは何だったかなということをいろいろ聞きますと、1番やはり困るのはリフォーム関係の話。それから、諸々と片付けなければならない。その費用が意外にかかる。それと、木の問題ですね。なんかいろいろな庭に、いろいろな木があって、そういうものを片付ける。そういった費用が意外にかかる。この1年に、2件移住者を獲得しなければならないという目的があったとしたら、そういった諸々の聞き取り調査なども積極的にやっていかなければならないと思います。例えば、移住してきた人に対しての聞き取り調査とか、そういったことはやっておりますか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 話の中に質問がたくさんあったので、何を答えていいのか分からないので、ちょっと順番に答えます。移住者という括りでいきますと、地域おこし協力隊は移住者でございますので、7人以上は移住しております。ただ、まだ任期が全うされておられませんので、定住しているかと言いますと、今事業を起こして定住しているのは〇〇一人でございますから、その辺はなんとも言えません。ですので、移住者という観点で言えば、10人くらいはいるということになるかと思っておりますので、目標はクリアしていると思っております。

集落支援が遅いのではないかとということですけど、当然そこに仏壇であったりとか、盆正月帰って来るといって、当然、空き家と特定して連絡がついても、貸していただけない物件もあります。中には、もう老朽化しているものもあります。それは法的に何か縛りをつけられれば、特定空き家ということになるわけでございますけれども、そういったものを行った中

で、当然、町内にいる方であればすぐにお話はできるわけですがけれども、空き家の大半は町外にいる方が所有者であったりとか、逆に亡くなった方の息子さんや娘さんが所有者ということで、そのもの自体に興味がなかったり、なかなか連絡がつかなかったりという案件がありますので、空家が分かったからといって、はいそうですかといって、すぐに貸す、貸さない、売る、売らないというのが判断できるというものでありませんので、しっかりと手順を踏んだ中で、今やっているところでございますから、議員がおっしゃるように、遅いということにはあたらないのかなとは思っております。できれば、年度内にはそういったもののができるようにできればなということで進めておりますので、その辺はもう少しお待ちいただきたいと思っております。

○議長（高橋敬治君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 集落支援員の調査結果の反映に関しては、まだそんなに遅いとは思わないという話だと思うんです。空き家の調査に関して言えば、例えば集落支援員ではなくても、一番身近な一番生の一番新しい情報を持っているというところでは、区とか自治会、そういったところの情報が一番多いのではないのかなと思います。

○議長（高橋敬治君） 山田議員に申し上げます。今、移住定住促進型リフォームの補助についての質問の内容だと思うんですけれども、そこから外れていますので、次の質問に行ってください。

○7番（山田厚司君） それでは1、2、3に関しては、いろいろなことであっても、とにかく商工会と話を詰めて、集落支援員の結果分析をした中で出していくと理解していいということですね。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） ただ言っておきますけれども、移住定住型促進リフォームの補助につきましては、来るか来ないか分からない方のためにリフォームをして、もし来なかった場合、その費用負担は誰が持つのだという話に当然なりますので、その辺はこちらに移住をしてきていただいた後に、その後住宅をリフォームするという形で行っていただければと思っておりますので、移住定住を促進するためのリフォームというものは、商工会さんからの要望にもありましたけれども、これはちょっとなかなか難しいので、あくまでも今お住まいの方を優先的に、先に事業的には実施していきたいということでお願いはしてありますので、その辺は勘違いなされないようお願いしたいと思います。

○議長（高橋敬治君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） それでは、4番目の木造住宅耐震改修と同時に行う場合のことに関してです。これに関しては、住宅補助とは切り離して考えていきたいということのようですが、担当する課の職員にいろいろと話を聞いてみました。本当に全然そういった工事が進んでいないのかという話でいくと、30年度につきましては、補強工事が2件実施されている。診断も今までは27・28は10件ずつやっても、工事まで進んだのは1件ずつだったという中で、29年はゼロだったというのは先ほど言いましたけども、30年度は3件やった中で、2件は工事をしたという話でした。それはどのようにして、2件の実績が上がってきたということをよくよく話を聞いてみますと、事業者と相談した中で、いろいろと密に相談しながら事前によく説明したりといった中で、実施に踏み込むことができたということでした。

ただこの制度の中に、耐震診断ということで考えますと、静岡県の耐震補強診断士が、この耐震診断をする大きな役割を果たすみたいない感じで、この制度の中に書いてあるんです。この診断士とか、診断士がいる事業所は、西伊豆町内にいるのかどうなのかということを知りましたら、西伊豆町内にもそれに該当する人がいるよということでした。そういったことを考えると、この診断士がいる事業所、あるいは診断士をもっともっと活用することを考えていって、この制度を多く利用していくような、あるいは本当にこの診断については、これはもう木造住宅、古い住宅ですので、これと同時に、やはりひとつ耐熱性を高めるようなことをやってもらうと効果が上がるということで、他のところはリフォームの補助もセットにする場合には、それもさらにプラスアルファで付けているということです。この診断士に、そういったところも制度設計してもらうような形を促してやっていくわけにはいかないでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） あくまでもこの耐震補強する場合には、お施主さんの要望があつての耐震補強をされていると思っております。今年上がってきております耐震補強の事例を挙げますと、事業規模は約300万円ぐらいと聞いておりまして、木造住宅耐震改良促進事業の補助金が50万、これに高齢者として上乗せ20万、PR事業として上乗せ20万の、要は約300万の事業のうち90万円の補助ということで、これは今商工会と町が話しをしております住宅リフォームとは、桁が違うぐらい大きな補助を貰えるものでございますから、ここでやるのであれば、そちらでやっていただいた方が得なのかなとは思いますが、あえて町の住宅リフォームの補助と抱き合わせをしなくても、これでことが足りるのかと思います。ですので、これはこれ、これはこれで分けてくださいと答弁したまででございます。

○議長（高橋敬治君） 産業建設課長。

○産業建設課長（村松圭吾君） 今、町長から説明がありました付け増しの部分で、ちょっと数字の訂正をさせてください。高齢者とPRの加算20万と言いましたが、15万ずつで、合計最高80万の補助になるということになります。

○議長（高橋敬治君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） それだけの大きなリフォームをするということになると、別個に考えてということではあるんです。私は、それだけ大きな家のリフォームというのは、何度も行うということでもないと思うんですよ。そのようになったらば、例えば今年の酷暑の中に、高性能のエアコンを設置するということが付随してきても、それは可能ではないのかなと考えますけども、そういったものはまったく別だと考えるわけですか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 議員は、耐震補強と同時に、いろいろ耐熱であったり何とかを入れろということですけども、後ろに確認をしましたところ、お施主さんの方で入れたいということであれば、そういったものも含まれるということですので、その事業の中でやっていただいた方が、先ほども言いましたように、50万、15万、15万、80万が、補助される方には一番たくさん入るわけでございますから、できればその中でやっていただきたいと思っております。

○議長（高橋敬治君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 確認しますが、耐震だけではなくて、耐震の例えばすじ交いとかいうことではなくて、そういった耐熱の部分も施主は含んでやってもらいたいよという場合には、補助が含まれて出るということですか。それというのは、もう耐震と同時にやる補助ということの意味合いではないですか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋） 最大で3分の2、もしくは80万が上限ということ、高齢者に限ってですね、今言っているのは。そうでなければ15万減りますから。高齢者の方につきましては、80万が上限で3分の2ですから、それを考えれば、もしすじ交いを入れる時には当然壁紙もはがしますし、内壁か外壁かをはがすわけですので、その時に耐熱材であったりというものを入れて欲しいということであれば、この補助の中ではできますということになりますから、うちが今から商工会さんと話をする補助よりも、まったくこちらの方が率が良いですよという話に当然なろうかと思しますので、その辺でご理解をいただくしかないのかなと思います。

○議長（高橋敬治君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 私が言っていたのは、耐震診断士のいる事業者さんと施主さんとよく話をした中で、そういったものも含めた中で設計をしてもらったらどうかというものを推進してもらったらどうかという話です。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 先ほどから言っているように、いくら診断士の方がやったとしても、事業規模が大きいわけですよ。10万・20万でできるものではありませんから。今回来ているのは、300万のものが来ましたという中の、マックスやっても80万の補助です。そのぐらいしないと、耐震補強にはならないではないですか。だからそこに、この80万の枠、もしくは3分の2の上限の中でやっていただけることがあるのであれば、そこでやっていくのが筋でしょう。なのでこれはこれ、逆に小さいリフォームにつきましては、商工会さんと話をしているように、そちらで対応していこうということですから、それはお施主さんが選ばれて、自分に一番有利な方法を取っていただくのが一番よろしいかと思います。

○議長（高橋敬治君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） その辺については、行き違いというか、意見の違いがあるみたいです。それ以上言いませんけども、そういったものを引っ括めていくと、やはりそういう決断をする時というのは、やはりいろいろなタイミングがあるのかなというところで、1番、2番、3番というところで考えてきたわけですけども、その辺についてはいいです。

○議長（高橋敬治君） 質問の途中ですが、暫時休憩します。

休憩 午前11時21分

再開 午前11時27分

○議長（高橋敬治君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

○議長（高橋敬治君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） それでは、市民農園について改めて質問します。これも生活支援員の調査結果を踏まえて、希望があれば農業委員会へということが大まかな趣旨だったと思うんです。まず町としては、農地が耕作放棄地になるということ。こういうことによって起きる弊害といいますか、そういった害をどのように認識しているかということです。希望があれ

ば、農業委員会に申し出るよという話でいくと、なんかちょっとあまりこのことに関してはすごく積極的ではないのかなという感じがします。

まず一般的に言われる中でも、耕作放棄地が増えることによって、雑草や害虫が増加する。あるいは、鳥獣害の被害が増加する。そして不法投棄の問題、こういったことも増えてくるということもあります。それからこういったことは、本当に西伊豆町でもすごく多く見られていると思います。雑草の陰に不法投棄がしてあったり、耕作放棄地が増えたおかげで、本当に家の近所までシカやイノシシが来ているという話を聞くことがめずらしくなくなってきたように思います。それから一般的に言われるのが、元来ある農地にある保水能力、あるいは洪水防水能力、こういったものが損なわれると、大きな災害に繋がるのではないかとということが懸念されるといったこともあると思うんですよ。こういったことも踏まえた中で、その対策の1つとして、最近市民農園が脚光を浴びてきているとは思っています。この耕作放棄地が増えてきていることに対する弊害、そういったことに関する認識については、どのように感じておられますか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 弊害につきましては、先ほど議員がおっしゃいましたように、雑草であるとか鳥獣の住処になったり、害虫が発生するということが懸念しておりますので、できれば田畑をお持ちの方には耕作をしていただきたいとは思いますが、所有者の方が町外にお住まいであったり、高齢化ということで耕作ができないというのが現状でございますので、持ち主の方にしかるべき対処をしていただきたいとは思いますが。ただこれは個人の所有物でございますので、町がああしろこうしろと言うのはなかなかできませんので、なるべく個人にお願いしたいです。ただ西伊豆町としては、農地集積バンクというものをしております、既に農業委員会にかかって、2件の田畑は貸し出しをしておりますので、そういった実績があるということも、ひとつご理解していただきたいと思っております。

○議長（高橋敬治君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 今、農地集積バンクという話が出ました。町長の施政方針の中でも、遊休農地の現状を把握しながら、新規就農者の懸け橋という話もあったんですけども、その集積バンクの中で、農地集積バンクを利用して、例えば、新たに農業を始めたよという実績が既にあるということで理解していいわけでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 農業をやるといって移住されている方は今のところありませんので、

ないと思います。ただこの農業委員会にかかったところは、土地として宇久須でございますけれども、借りたい方と貸したい方が上手くマッチして、2件のそういった案件があるということで披露させていただいたものでございます。

○議長（高橋敬治君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） これも総合戦略の中にもいろいろなことがうたってあって、都市部から農業者の受入態勢の拡充にあたる。それも集積バンクの1つだとは思いますが。そういった中で、希望があれば農業委員会へということでした。そうしたことを考えますと、今までそういった希望や案件が、農業委員会で議題に上がったことは一切なかったということでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 農業委員会のことは、農業委員会に聞いていただかなければ分かりませんが、借りたい方が仮にいらっしやったとしても、そもそも田畑をお持ちの方は、一度貸すと小作人に取られるという昔からの思いがまだあるようでございまして、なかなか直接借りることができない。なので、中間に農業委員会をしっかりとらしていただいて、賃借契約を結んだ中で、賃がないかもしれません、普通の貸借なのかもしれませんけれども、結んだ中で貸し借りが今行われ始めているということでございますから、町としましても、借りたい方がいるのであればご紹介もしますし、また貸したい場合には、そういったもので集積をしていきたいと思っておるところでございます。

○議長（高橋敬治君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 1つ、既に市民農園を開設している伊豆市等では、国等がこういった耕作放棄地の再生に対して、支援事業とかをいろいろと打ち出しております。こういったものに関して、当町でもいろいろと検討はしていると思うんですけども、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金、こういった事業があると思うんです。これで農業用の機械なり施設、市民農園の開設にあたるものの大部分を事業費の2分の1の補助率で交付される交付金だと聞いていますけど、これの検討というのはされたことがありますか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 検討されたことがあるかと聞かれば、検討したことはありません。ただ新たに農業を始めたいという方は、畑を借りる都合で、もともと畑を持っていた方から農機具を借りることができたりという事案もあると聞いておりますので、なんでも町が補助をしなければ、そういったものが推進されないということではなかろうと思っております。

○議長（高橋敬治君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 田舎に来て農業をという人の中には、すべてが生計の生業にという人ばかりではなくて、いろいろな素人の人もいるとは思うんですよ。この市民農園という制度を利用すれば、多くの場合、指導員さんという人を常駐することができる。この指導員さんは、栽培農業一般のこと、あるいは地域のアドバイザー的なことの役割をしている。これは定年後の人がなっていたり、シルバー人材を介して付いていたりということが多いとは聞いております。西伊豆町内には、各地区にまちづくり協議会等もありますので、農業に精通している人もその中には結構多くいると思います。そういった人たちを利用すれば、西伊豆町にとっては、なんとなく市民農園というのはやりやすい制度なのかなと思ったんですけど、その指導員という制度は承知しておりましたか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） そういった制度があるのは承知しておりますけれども、あえて西伊豆町としてそういった制度を設けて、人を指導員としなくても、農業をやられている方はいらっしゃると思いますので、外から入って来られた方が、逆にそういったところで地元の農業をされている、また趣味というか、家庭菜園的にやられている方の指導を仰ぐ方が、人間関係もできるのではないかなと思っておりますので、あえてそういった指導員であったり、市民農園というものを作ることは考えておりません。

○議長（高橋敬治君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） それでは、農地付きの空き家について質問していきます。町長は、そういった農地のことについても、希望があれば農業委員会に諮りますよという話だったと思うんです。先ほどから町長の答弁の中にもいろいろと出てくるんですけども、例えば空き家のカテゴリーに関して言いますと、やはり今いろいろと話が出ているように、空き家を取得する半数以上といたしますか、それくらいの率でいって、相続とかそういったものにかかってくるということです。それで、そのほとんどの人が遠隔地に住んでいると。しょっちゅうそこに来ているわけではない。結局、年寄り、親父さんが単独であったり、一人で住んでいたという人が亡くなった場合には、即空き家になる場合が多いということだと思っております。ましてや高齢者の夫婦のみで最近では住んでいる人たちも、夫婦していつ何時施設に入ってしまうと、空き家になるといったケースもあるとも聞いております。

そういった中で、1つの中に空き家バンクという制度を絡めた中でいきますと、これはあまり言うとは違うと言われるかもしれないですけど、その制度を絡めた中で話をしま

すと、固定資産税の納付書の送付をする際に案内書を。例えば、空き家バンクに登録したらどうですか、空き家バンクという制度があって、こういう意向を確認するという1つの場合があるんです。そういった時には、それもいろいろ聞いてみました。先進事例ではやっていると。担当のところでもたまたま行って話を聞いたら、窓口税務課でもやっていた覚えがあるという話でした。そういったことを考えますと、以前やっていた内容というのはどのような感じだったのか、まずそれだけちょっと教えてもらえますか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 以前やっていたではなくて、今年もやっておりますので、詳細は担当課長に答えさせます。ちなみに農地を利用したい方があれば、農業委員会に諮るのではなくて、農業委員会に紹介をして、そういった仲介をしてもらう。要は個人個人ですとどうなるか分からないので、しっかりと農業委員会のところで賃借の仲裁役をやってもらうということですから、その辺を間違いなくご理解いただきたいと思います。

○議長（高橋敬治君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（真野隆弘君） 一応固定資産税の通知の中に、空き家バンクの情報をA4、1枚のチラシにまとめまして、そちらを同封しております。同封している方につきましては、町外者の方で土地をお持ちの方について同封しております、約1,600の方の方に同封しております。

○議長（高橋敬治君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 1,600の方の方に毎年案内をしているということであれば、回答が返ってきて、そこである程度の意志の確認ができると思うんですけども、その辺のところの判断はどうですか。

○議長（高橋敬治君） 山田議員に申し上げます。今、農地付き空き家についての質問でございます。空き家バンクとは少し質問ずれていますので、修正してください。

町長。

○町長（星野浄晋君） 1,600の方の方に納付書を通知したとしても、盆正月に帰ってくるという方がいらっしやったり、空き家バンクに登録するまでもないよとか、家が片づいていないから貸したくないとか、いろいろな理由があって貸せる物件がない。なので、今空き家バンクは4件なわけでございます。逆に、賃借できる物件、売買できる物件は空き家バンクに登録されていないなくても、不動産屋さんが知っていて、普通に不動産情報として載っているものもありますので、そういったものを踏まえますと、基本的に空き家バンクに来るのは、そう

いった情報から漏れてきた、もう少し古い、借り手がなかなか見当たらないような案件かなと思いますから、その辺もある程度ご留意した中で質問していただければと思います。

○議長（高橋敬治君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 農地付き空き家について、空き家バンクという話だったんですけども、空き家バンクも含めて、空き家に付随する農地という観点から、空き家バンクの制度をもっともって制度の高いものというか、活用していけば、こういった農地付き空き家が有効に機能するのではないかという観点で、質問したと私は思っていたんです。

それでいて、課の連携体制についてちょっと聞きたいです。例えば、先ほども言いました固定資産税の案内、これは窓口税務課になりますね。そして空き家バンクを活用しながら、農地付き空き家を有効なものという観点から言いますと、空き家バンクに関してはまちづくり課、空き家自体のものというのは産業建設課になるわけですね。県のいろいろな空き家なり何なりということで、西伊豆町内のそういった諸々の相談窓口ということで対して言うと、産業建設課が窓口と表記されていたような感じだと思うんですよ、私見た中では。そういったことを考えますと、課を越えた連携体制でもって、こういった問題に対応していく必要もあろうかなと思いますけども、その辺のところに関してはどうでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 当然、月2回課長会議も行われておりますし、課内の連携は図られていると思っておりますので、産業建設課に来たから、空き農地は分かるけど空き家のことは知らんというつばねたことはせずに、まちづくり課に行っていただければ、こういった物件はありますよというご案内は当然させていただくわけでございますので、その辺は議員の心配には当たらないものと思っております。

○議長（高橋敬治君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） それでは農地のことで、少し町の考え方を聞きたいと思います。農地は農地として取引をするにあたっては、やはり農地を取得する場合の要件として、下限の面積があると聞いております。賀茂郡下では1市5町、これは全国的に広さがバラバラであるということでは承知しております。1市5町においては、20アールということですが、20アールけっこうな広さだなとは思いましたが、この面積を農業委員会の判断でより小さいものにすることはできる。これが別段の面積として、設定することが可能だと。この別段の面積に設定することができて、これを公示することができれば、最低限の面積ですから、それから取引ができるという理解でよろしいですね。その辺についてはどうですか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 当然、農業委員会で諮っていただければ、20アールを減らすことはできると思います。ただ農地法の関係で、今は20アール、2反あった場合、5分の1までは埋めて倉庫を建てることは可能です。そうすると、仮に20アール買った人が、その5分の1を盛り土して家を建てた場合、今度そこはだんだん宅地が変わっていく可能性もでてきます。そうすると今までは道路に面して、三方農地の論法で家が建たなかった所が、次々に家が建っていくという現象も起こってきますので、そうすると農地を守るという観点からするとなかなか難しいので、この20アールという大きさの枠をして、そういうことがなかなかできないように縛りがされているものですから、あまりそういったものをいじくって、農地が農地でなくなるようなことはなかなか難しいのではなかろうかと思っておりますので、その辺はご理解をいただくしかないのかなと思います。

○議長（高橋敬治君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 一方には、空き家の敷地内に付随する土地について、耕作の栽培が行われる土地がごくごく小面積であって、空き家の敷地から独立して取引の対象となり得ないものについては農地と該当しないと、こういった農林水産省の見解があるわけですよ。それと私ちょっと調べてみたんですけども、下限の面積が一番低い設定をしているのはどこかなと調べてみたら、兵庫県の佐用町というところがありました。1アールだそうです。すごい狭い面積ですね。どういったことでそのようになったのかと調べていきますと、その町長が、これは移住定住問題だという認識で対応して、自らが農業委員会に出向いて行って、その辺のところの下限面積のところを何とかしてもらえないかと直談判した結果、そのようなことになったということです。今の町長の答弁ですと、その辺のところはそんなにあまり認識していないのかなという感じがしますが、その辺のところはどうですか。今、本当に7,000人台に落ち込むのではないかとこのところの中で、町長の見解をもう1回聞かせてください。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 議員のおっしゃるような観点からすれば、1アールということも分かりますけれども、私が農業委員会にいた時に出てきた案件で、田んぼをやっているところがありましたけれども、ここ数年前に隣のところが宅地というか、雑種地というか、勝手に造作しているので法令違反なわけですが、そこに小屋が建って、木が生えて日照権の問題でどうこうという話もありました。当然、農業者を守るのであれば、そういったものを確

保しなければいけませんので、あまり1アールという乱暴なことはできないのかなと思っておりますから、先ほど言いましたように、三方農地であったり、そういった法律を守った中で、20アールというのが農業委員会が妥当と決めているのであれば、それに従うのが町の考え方だろうと思っております。

○議長（高橋敬治君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） それでは、最後に1つだけ。こういった取引というのは、何も公のところばかりでなくて、民間の不動産会社を通して行われるのが常だと思います。民間の不動産会社の話の中で、移住するにあたって、そういった家を借りたいよ、ついでに農地も欲しいよという希望があった場合に、すべてが農地法が引っかかって、取得ができないという事例があったそうです。そういったところの話も、少しずつ拾い上げていっていけるように、農業の方を守らなければならないという話は、これは古来からずっと続いてきている話ですからある程度分かりますけども、その辺をいろいろと考えていって検討してもらえればと思います。その辺についてはどうですか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） この農地法の取得要件は、20アールに限らず、年間200日以上 of 農作業をしていれば要件が満たされるという別の道もありますので、もし西伊豆町に来られて農地を取得したいのであれば、まず移住をしていただいて、借地農地の中で農業をしていただいて、農業委員会から、この方はしっかり農業をするなということ認められたところで農地を取得していただければ、別のルートでも取得することは可能ですので、何も20アールに限ったことではなく、違うところもあるということだけは理解した中で質問していただければと思います。

○議長（高橋敬治君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 以上で、質問を終わります。

○議長（高橋敬治君） 7番、山田厚司君の一般質問が終わりました。

暫時休憩します。

再開は午後1時、13時といたします。

休憩 午前11時51分

再開 午後 1時00分

◇西島繁樹君

○議長（高橋敬治君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

通告7番、西島繁樹君。

8番、西島繁樹君。

[8番 西島繁樹君登壇]

○8番（西島繁樹君） それでは最後の一般質問になりますけど、よろしく願いいたします。

私からは大きくは、災害対策について、2つ目ひきこもりについて、以上2点お伺いします。

災害対策については、1つ観光危機管理の充実について。

町内に多くの観光地を有するわが町にとって、観光業は主要産業となっております。災害の多いわが国においては、観光の危機管理は重要で、わが町における観光客（外国人観光客を含む）に対する防災対策や災害時の支援体制などを確認します。

①地域防災計画に、観光旅行者に対する避難場所・避難経路などの計画が定められていますか。

②地域防災計画に、外国人観光客へ情報伝達に関する事項が整備されていますか。

災害情報の多言語化（多言語標識・通訳ボランティアの整備など）。もう一つは、外国人観光客に対する避難所の運営。

③災害時における旅館組合・観光協会等との協定はできていますか。

④観光関連施設の耐震化は、どのようになっていますか。

(2) 災害時、ペットをどのように守るかについて。

環境省は10月から、災害時の避難方法などをまとめた、飼い主向けの冊子「災害、あなたとペットは大丈夫？人とペットの災害対策ガイドライン〈一般飼い主編〉」を都道府県や政令市、中核市に配布しております。南海トラフ地震が発生した場合、静岡県内の避難所に最大12万匹の犬や猫が避難すると想定されております。わが町の対策は、どのようになっているでしょうか。

①わが町のペットの登録数。

②避難所対応のマニュアルは。

③ペットの同行避難と保護管理を担う「災害時動物愛護ボランティアリーダー」の育成は。

大きい2、ひきこもりについて。

(1) 高齢者と暮らすひきこもり当事者の孤立防止について。

以前は、若者特有の一時的な現象だと考えられておりましたひきこもり。現在では長期・高齢化が進んでおり、40歳以上の人が29パーセントを越え、平均ひきこもり期間は19年以上に及びます。80代の親が50代のひきこもりの子どもの面倒を見ながら困窮状態に陥る「8050問題」や「親亡き後は誰が支えるのか」といった課題が懸念されております。

研究者によっては、全国で100万人超とも推計される人たちが、社会参加を果たせないでいる現実があります。本年10月、改正生活困窮者自立支援法が施行されました。ひきこもりを福祉政策の対象として、明確に位置づけました。

①わが町の現状は把握していますか。

②具体的な対策・支援は。

(2) 不登校対策について。

小中学生は、義務教育年限のため不登校となっておりますが。

①不登校の子どもの人数は。

②具体的な指導・対策は、どのようにしておりますか。

以上、お聞きします。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） それでは、西島議員の一般質問にお答をいたします。

まず、大きな1点目の防災対策について。

(1) 観光危機管理の充実について。

①地域防災計画に、観光旅行者に対する避難場所・避難経路などの計画が定められているかとのご質問でございます。地域防災計画における観光旅行者の避難方法につきましては、地域防災計画の地震対策の巻、津波対策の巻などにおいて、また避難場所については、同計画書の資料編で定めております。なお、避難経路については、現在実施しております町民防災会議で検証しておりますので、その結果を計画に反映していきたいと思っております。

次に、②の地域防災計画に、外国人観光客への情報伝達に関する事項が整備されているかとのご質問ですが、地域防災計画では、外国人等要配慮者に配慮した広報を行うものとするなどといった記述がございますが、今後、避難誘導標識等を整備する際は、外国人観光客にも分かりやすくするため、災害種別図記号の使用や外国語の併記など、内閣府が示す表示方法に従って作成してまいります。通訳ボランティアにつきましては、町が雇用をしております。

すCIRの活用を検討していきたいと考えております。

また、外国人観光客に対する避難所の対応については、県が発行した避難所運営マニュアルを参考に、今後、各自主防が作成する避難生活計画書に規定し、運用していきたいと思っております。

次に、3点目の災害時における旅館組合・観光協会との協定はできているのかのご質問でございますが、観光協会との協定は締結しておりませんが、町は平成24年5月30日に堂ヶ島温泉旅館組合と災害時避難所施設使用に関する協定を締結しております。また、平成29年7月18日には協定内容の一部を変更し、災害時には避難所として6施設が使用できることとなっております。

次に、4点目の観光関連施設の耐震化はどのようになっているのかのご質問ですが、町で管理をしております観光関連施設は全部で16施設あり、すべて耐震化をされております。

次に、(2)の災害時ペットをどのように守るかというご質問の、①わが町のペットの登録数はとのご質問ですが、平成30年11月現在の犬の登録数は367匹で、飼い主は317名でございます。猫などのその他の動物でございますが、町への登録義務がございませんので、頭数は把握しておりません。

次に、②の避難所対応のマニュアルはとご質問ですが、町では平成30年3月に静岡県が作成しました避難所運営マニュアルを参考に、避難所ごとの避難生活計画書を作成するため、現在担当課におきまして素案を作成中でございます。様々な価値観を持つ人が生活する避難所では、ペットによるトラブルが発生しがちでありますので、現在開催しております町民防災会議などを通じて、町民の皆さまにご意見を伺いながら、人とペットが共存していくためのルールを作り、計画書に反映していきたいと考えております。

次に、3点目のペットの同行避難と保護管理を担う「災害時動物愛護ボランティアリーダー」の育成につきましては、ペットの管理については、原則として、飼い主それぞれが責任を持って行っていただきたいと思っておりますので、「災害時動物愛護ボランティアリーダー」の育成は考えておりません。

次に、大きな2点目のひきこもりについて。

(1) 高齢者と暮らすひきこもり当事者の孤立防止について。

①わが町の現状は把握しているのか、②の具体的な対策・支援はにつきましては関連がありますので、一括で答弁させていただきます。町内のひきこもり者について人数等は把握できておりませんが、県社協から西伊豆町社協が受託している生活困窮者自立相談支援事業は10

名の利用があり、うち1名はひきこもりが要因で利用されております。具体的な支援といたしますと、相談員を配置し、就労に関するアドバイスやハローワークへの同行支援、家計に関するアドバイスなども行い、自らが家計管理できる力を育てることなどを行っております。

次に、(2)の不登校対策について。

小中学校は義務教育年限のため不登校となっているが、①の不登校の子どもの人数はどのご質問ですが、現在不登校として教育委員会が把握している人数は、小中学校を合わせまして10名程度でございます。

次に、②の具体的な指導・対策はどのご質問ですが、学校では職員会議やケース会議などで適切なアプローチの仕方を協議し、児童・生徒や保護者との面談、家庭訪問、個別学習支援など、子どもや保護者の気持ちに寄り添いながら対応するとともに、ケースによっては適応指導教室とも連携を図りながら、早期に学校復帰ができるように努めているところでございます。

また、教育委員会におきましても、学校職員、保護者、適応指導教室指導員の意見や思いを把握し、それぞれが円滑に繋がるよう調整を図っております。なお、賀茂地区で適応指導教室を設置しているところは、当町と下田市のみでございます。

以上、壇上での答弁を終わりとさせていただきます。

○議長（高橋敬治君） 西島繁樹君。

○8番（西島繁樹君） それでは、少し再質問させていただきます。

最初の災害対策の観光危機管理、要するに観光客に対する対策は、マニュアルとかそういうのはできているかということですが、地域防災計画の中に入っていますということですので、これでいいかなと思っております。

それから、その中で外国人観光客への情報伝達というのが、やはりインバウンドで最近は大変外国の人が多いわけですから、例えば堂ヶ島の旅館に限らず、町内のドラッグストアとか、あるいは食品スーパーなどへと団体バスで来て買物したりというのもよく最近は見かけます。そういうのを含めまして、やはり外国人の方々への情報伝達が、これからは用意していくのが必要ではないかと思っております。

それで多言語標識について、今後やっていくということですが、これについては何か国語ぐらい用意して、いつ頃やる予定なのか教えてください。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 今現在では、英語のみの日本語を併せて2か国語対応ということでお

願いをしたいと思っております

○議長（高橋敬治君） 西島繁樹君。

○8番（西島繁樹君） 英語があれば万国共通というわけではないですけども、いいのかと思います。最近是中国系の人が大変多いものですから、できれば中国語、あるいは隣の韓国語とか、その辺までは最終的には必要かなと思っております。いかがでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 避難路などの表記につきましては、昨日の増山議員の時に図を皆さんにお配りしております。このパネルの中に、あまりにも言葉を入れていきますと、ごちゃごちゃしすぎるということもありますので、目で見分けるように図柄を使って、英語、日本語、中国語の表記がなくても、ここは大丈夫とか、数字は全国共通、万国共通ですので、それを見ればこの方向の何メートル先にそういうものがあるということが分かるような形でございますので、逆にその辺は中国語、韓国語、タイ語いろいろあるでしょうけれども、あまりギトギトしないような形で、視覚に訴えて分かりやすい表記にしていきたいと思っております。

○議長（高橋敬治君） 西島繁樹君。

○8番（西島繁樹君） それで、3番目の災害時における旅館組合・観光協会等との協定ということで、これは堂ヶ島旅館組合と協定していますということで、6施設がオーケーになっているということをお聞きしました。観光関連施設の耐震化は、町が持っている施設は16施設ということですけども、例えばホテルなどの耐震化の指導というか、現状はどのようになっているか、分かりましたら教えてください。

○議長（高橋敬治君） 防災課長。

○防災課長（長島 司君） 民間ホテル等の耐震化については、把握はしておりません。

○議長（高橋敬治君） 西島繁樹君。

○8番（西島繁樹君） 把握していないということですけども、耐震化をしていこうということで、国県、町からの補助も含めてというので、やり始めたか、あるいはやっているところ、あるいはやったところというのはあるのではないかと思いますので、これはこれで把握していった方がいいのではないかと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 国の示しております敷地面積におきまして、調査をしなければいけない施設につきましては、調査をされていると伺っております。その中で耐震補強が必要と判

断され、事業所さんが耐震補強するということにつきましては、皆さまのご理解をいただいた中で、今年度予算で執行しているところでございます。他の施設につきましては、築年数などいろいろな問題がありますので、町が調べるというよりは、各ホテルさんで調べていただきたいと思います。あくまでも民間の事業所でございますので、民間の方がどのように判断され、調査をするしないというのも当然あるかと思っておりますので、その辺を伺った中で、今後そのホテルさんが耐震があるのかないのかは、意見として聞いてみようとは思っています。

○議長（高橋敬治君） 西島繁樹君。

○8番（西島繁樹君） 次に、災害時にペットをどう守るかということです。これについては、比較的静岡県は先進地域でありまして、まだ私どもみたいな小さい町まで来ていないですけども、ちょっとこれ新聞記事ですから読まさせていただきます。静岡県の先進的取り組みということで、「飼い主にとって、ペットは家族同然。安心してペットと暮らせる避難所を目指したい」、こう語るのが静岡県衛生課動物愛護班の〇〇〇主任であります。

今後、南海トラフ地震が発生した場合、県内の避難所に、これは質問にも書いてありましたけど、12万匹の犬や猫が避難すると想定されています。2011年の東日本大震災では、現実的にペットの臭いや鳴き声が原因でトラブルが続出しましたと。7年前の東日本大震災でもこういうことがありましたということで、もうその時もみんなペット連れてくるわけですね、現実ね。そういう事象が現れていますから、7年後の今はもっとすごいのではないかと思います。

静岡県は、こうした事態を防ぐため、15年に災害時における愛玩動物対策行動指針を策定して、ペットの同行避難と保護管理を担う災害時動物愛護ボランティアリーダーの育成を始めております。こういうことで随時、県にあるいは政令指定都市、中核市とやっています。最終的には、県としては政令市を除く全33市町に1人ずつの配置を目指したいとうたっておりますので、これも頭の隅に入れて、わざわざこのリーダーをとというのも大変でしょうから、大変かもしれないけど職員の中でこういうリーダーの勉強をして、できる人を養成したらどうかと思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 当然、災害時には役場職員は公務員としての果たすべき仕事がございますので、できればこういったペットのそういう方は、ペットを飼われている民間の方にお願ひできればなと思います。ただ議員がおっしゃったように、避難所にペットを連れて来ら

れますと、それによってアレルギーを起こす方であったり、いろいろな方がいらっしゃいますので、一時避難の時は仕方がないのかもしれませんが、長期にわたって避難所生活をしなければいけない時は、ペットを飼われている人たちが皆さん集えるような場所がある程度分けて避難生活を送っていただいた方が、ペットを飼われている方も、他人に迷惑をかけないということもありますし、そういったアレルギーであったり、そういう臭いが嫌だよという方も、そういうことに影響を受けることも少なくなるかと思っておりますので、その辺はまたケースバイケースで行っていただければと思っております。

○議長（高橋敬治君） 西島繁樹君。

○8番（西島繁樹君） ペットの避難の件については、これに関わらず防災というのは、ある意味ではよく言う最近では7、2、1と。自分が7割、防災の支度しなさい、あるいは防災心がけなさい。2割は共助で、町内会とかご近所で助け合いなさい。1割は町とか県がやれるけど、1割しかできないよ、実際はね。だから7割やりなさいということです。飼い主用の地震の時のマニュアルみたいな冊子も今できていまして、環境省がこれ作りましたけども、こういうので、要するにペットをお持ちの方に指導していくということが、そういうことも今後入り用ではないかと思えますけど、いかがでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） また冊子等が手に入りましたら、そういったものを見ながら、必要であればペットを飼われている方々にも、そういったものを広報していければと思います。

○議長（高橋敬治君） 西島繁樹君。

○8番（西島繁樹君） 今の件は、例えば事前に排泄の仕方を教えておくとか、中でやらないようにとか、それからいろいろな餌とかいろいろなものがあるけど、人間の食料とか水を持って逃げるのと同じですね。そういうのを用意していきなさいということが書いてあるそうですので、またそういう指導もお願いしたいと思えます。

次に、大きい2番のひきこもりについてです。ひきこもりというのは、大変クローズアップと言うと変ですけど、最近大きくなりました。私もこれに書きましたけども、100万人近い人がこうしているのではないかということで、「8050問題」とか最近ほうたわれるようになりまして、生活困窮者自立支援法というのがありまして、平成21年頃から制度化されて、25年、27年で改正されて、今年30年度に、この生活困窮者自立支援制度との連携を強化した法律改正というか、もっと支援していかなければいけないということになっております。

それでなかなか難しいわけですけども、要するに人に教えたくないとか、うちの息子のこ

とはみっともないから相談しないよということはあると思います。こういうこともしっかりとした制度があつて、救済とか支援制度があるのだということを知らしめてやっていくのが大事ではないかと思ひます。100万の人が、100万人というのは15歳、要するに就労可能な年齢から65歳未満の人たちで100万人くらいの人がいるということですから、川崎市の人口ぐらいの人が何もしないでいるというか、逆に本人からすれば、悶々として悩んでいると思ひます。こういう人がいるということで、一方では少子高齢化で人手が足りないからといって、5万人外国人材を入れるんだとか、入れないんだとかということで、国会で揉めたりしています。100万人の人がもし社会復帰できれば、川崎市の人口を保つくらいの人たちがいるわけですから、それはうちみたいな小さい町はそんなにいないけども、できるだけ社会復帰ができるような施策を取っていくことが大事だと思いますけども、町長それはいかがでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 議員のおっしゃる生活困窮者自立支援事業につきましては、静岡県から静岡県社協、県社協から西伊豆町社協ということで委託をされてやっておりますので、議員おっしゃるように1人でも多くの方が社会復帰できるように、町としてもできることは支援はしていきたいと思ひております。

○議長（高橋敬治君） 西島繁樹君。

○8番（西島繁樹君） よろしくお願ひします。それで不登校の件ですけども、不登校もかなり全国的に大きな問題になっていまして、わが町では10名前後いますということです。静岡市でもこういう話がありまして、なんか小中学生合せて4.5パーセントぐらい、静岡市でという話があります。全国平均は3.2ですから、他の市のことをよけいなこと言わない方がいいかもしれませんが、要するに全国平均より高い静岡市で、小中学生の不登校が多いのだというのがあります。わが町においても、10名だからいいというわけにはいかない。やはりその本人やご家族は悩んでいると思ひますので、やはりしっかりと先ほど教えていただきましたように、教師の指導力向上ですか、再登校ができるように、プログラムを組んだり、適応指導教室も使っているということです。これは静岡の話です。後は具体的に言うと、今の時代ですから、子ども本人がSNSで相談できるような、それを使ってできるような方策みたいなのはやっていますか。あるいは、今後やる可能性がありますか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） あくまでも不登校児というか、教育委員会で把握をしておりますのは義務教育の期間でございますので、SNSで把握を何かしないかということになりますと、

逆に町からスマホやタブレットを持ちなさいということにも聞こえてまいります。逆にSNSは危険で、子どもたちが使うにはちょっと危険ではないかという論調もありますので、逆にそういったものを町から促すことというのは、違う意味で危険なのかなと思いますので、町ではそういったもので対応しようということは考えておりません。

○議長（高橋敬治君） 西島繁樹君。

○8番（西島繁樹君） 例えば、親が持っていて、要するに悩みとか、こういうことを非常に打ち明けにくいけども、スマートフォンだったらとか、SNSを使ったら言いたいことが言えるというのもあるのではないかと思います。町長が言われるように、本人に持たせるのはというのでしたら、親御さんかなどが相談したりするように、うちの子はこうなんです今日はとかというのを言えるような体制というのも入り用ではないかなと思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） あくまでも、身分を隠して相談した方が、相談しやすいということも当然あるかとは思いますが、身分を隠して、それを使って嫌がらせをするということが社会問題にもなっておりますので、それを助長するようなことを行政がやるべきではないと思いますので、ぜひ相談したいということがあった場合には、教育委員会でしっかり対応もしますし、学校内で起った時には、保健室にそういった先生もいらっしゃいますので、ぜひそういったところで相談をいただいて、町としてはできることはさせていただいて、先ほども壇上で答弁しましたがけれども、適応指導教室などを使うということも可能でございますから、相談を気軽にいただければありがたいと思います。

○議長（高橋敬治君） 西島繁樹君。

○8番（西島繁樹君） このひきこもりというのは、かなり不登校も含めて大変大きな社会問題になりつつあるというところまで来ています。今後もいろいろな対策を町としてのどうか、教育委員会としてもやっていただきたいと思います。

これで、私の質問を終わります。

○議長（高橋敬治君） 8番、西島繁樹君の一般質問が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時30分

再開 午後 1時37分

◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋敬治君） 休憩を解いて再開します。

日程第2、議案第42号 西伊豆町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） 議案第42号 西伊豆町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の制定について。

西伊豆町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年12月4日 提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（高橋敬治君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷きよみ君） それでは、議案第42号について説明させていただきます。

平成24年7月1日、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法が施行され、再生可能エネルギーの固定価格買取制度がスタートしました。これにより、再生可能エネルギーの発電設備が大幅に導入されることになりました。県内においても太陽光発電設備の導入が進んでいますが、近年、急速に導入が進んだ結果、一部地域では、景観、環境、防災等の観点から、地域住民とトラブルが発生する事例も出てきました。こうしたことから、町では、太陽光発電などの設備を設置しようとする事業者が、地域住民の理解を得ながら、設備を適正に設置、管理することにより、地域との調和が図られた再生可能なエネルギー発電事業が適切に実施されることを目的として、条例制定を行いたいものでございます。

では、1ページをお開きください。

第1条では条例の目的、第2条では、本条例における用語の定義を規定するものでござい

ます。

次のページをお願いします。

第3条から第6条までは、町や事業者など、それぞれ関係する者の責務を規定するものでございます。

第7条では、抑制区域について規定するものです。1項1号から3号で規定する抑制区域は、規則で定める予定です。1号では、農業振興地域内の農用地の区域、鳥獣保護区など。2号では、国立公園など。3号では、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域などで、法律によって県知事や主務大臣等が指定した区域を規定する予定でございます。

第8条では、適用除外を規定しています。これにより、この条例の対象事業となるものが、建築物に太陽光発電設備を設置するものを除く事業区域1,000平方メートル以上の太陽光発電設備設置事業と、事業区域が1,000平方メートル以上のうち、高さ10メートルを超える風力発電施設となります。

第9条では、届出を行う前に、近隣関係者に対して説明会を開催することを規定しています。規則では、意見の申し出と近隣関係者との協議について等を規定する予定でございます。

3ページの中ごろになりますが、第10条をご覧ください。届出についての規定です。事業者は、再生可能エネルギー発電事業を実施しようとする時は、着手しようとする日の60日前までに、必要な事項を町長に届け出なければならないこととします。

次に第11条ですが、町長の同意を得ることについて規定しております。2項では、抑制区域については同意しないけれども、太陽電池モジュールの総面積が1万2,000平方メートル以下の事業と、高さが13メートル以下で、かつ当該設備の高さが稜線を超えない事業については、同意できるものとしております。

4ページの第12条では、同意の基準等を規定しております。

第13条では、町長に提出した書類の写しを、近隣関係者の求めに応じ、閲覧させなければならないこととしております。規則では、閲覧させる場合は、あらかじめ閲覧させる場所及び時間等を定めて行うこととするなどを定める予定でございます。

第14条で着手等の届出、第15条では完了の届出等について規定し、規則では届出の様式について定める予定でございます。

第16条と第17条では、報告の徴収と立入調査の実施についての規定で、町長は事業者や工事施工者、土地所有者等その他関係者に対し、報告または資料の提出を求めたり、職員に事業区域に立ち入らせ、調査や関係者への質問をさせることができることとしております。

次の5ページをお願いします。

第18条の指導、助言、勧告では、事業者に対して、必要な措置を講ずるよう指導、助言、勧告を行うことができることとしております。

第19条では、勧告を受けた事業者が、正当な理由がなく勧告に従わないときは、あらかじめ事業者に意見を述べる機会を与え、事業者の氏名、住所、勧告の内容を公表し、経済産業省に報告することができることとしております。

第20条では、規則への委任を規定しております。

なお、附則といたしまして、この条例は平成31年1月1日から施行するものでございます。なお2項は、準備行為として、第11条第1項の規定による同意を得ようとする者は、施行日前においても、第10条の規定の例により、その届けをすることができるものとするものです。3項は経過措置としての規定で、施行の日以後、工事に着手する事業について適応するものですが、施行日から60日を経過する日までの届出については、第10条第1項の規定の適用については、同項中「当該事業に着手しようとする日の60日前まで」とあるのは、「速やかに」と読み替えて適用させるものでございます。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

○議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、西島繁樹君。

○8番（西島繁樹君） 1番最後の5ページですけど、第19条で勧告に従わない時には、従わない事業者の氏名及び住所並びに当該勧告の内容を経済産業省に報告すると、それで公表するとなっています。これは効力ということで、経済産業省に報告することによって、経済産業省が止めることができるのか、そういうことでしょうか。

○議長（高橋敬治君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷きよみ君） 法令に違反している場合は、国や県からの指導等があると思われま。適切でない事業者として公表されるのは、会社としてもマイナスになるという効力が考えられます。

○議長（高橋敬治君） 他にございませんか。

3番、山本智之君。

○3番（山本智之君） 2ページの第7条ですけれども、この抑制区域、これが1つの大きな

ポイントになるだろうと思いますが、先ほどの説明では、これから定めるということです。県でも、避けるべきエリアと慎重な検討が必要なエリアという指針を出しました。それに基づいて決めるのだろうと思うんですが、いつ頃までに決めて、どういう開示の仕方をするのか。ここの条文には、その都度町長がそこを変更できるということも書いてありますので、そういったマニュアルというのもこれから揃えていくのか。

それともう一点ですが、同意ですね、3ページの2で、町長がこの条例の目的に照らして支障がないと認めるものにあつては、この事業区域、抑制区域であってもこの限りではないと、同意をするのだよという文言が書かれていますが、これは地権者以外の反対運動とかがない場合は、考慮してそうしますよという解釈でいいのか。その2点をお願いします。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 当然、西伊豆町は観光立町ということでうたっておりますので、観光地としてふさわしくない場所は規定しなければいけないだろうと。いつ頃かということになりますと、当然条例が施行されないのに、そこを指定することはできませんので、1月1日に施行されますから、その後法律に則ってというか、この条文に上手く照らし合わせて規則で決めていければと思っております。そこに入っているオーケーな場所というのは、当然、道や他のところ、観光地から見ても、まるで見えないようなところというのがもしあった場合は該当するのかなとは思いますが、やたらに設定したところで、ここは大丈夫とかということをやりますと、ここは大丈夫でなぜこちらは駄目だという論調にもなりますので、一度定めたものはもう駄目は駄目でいった方が、私はよろしいのではなからうかとは思っています。

○議長（高橋敬治君） 3番、山本智之君。

○3番（山本智之君） よく分かりました。それでそれを決めるにあたって、では町でそういう決定機関というのは、どのような方法で決める予定ですか。

○議長（高橋敬治君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷きよみ君） 今までも土地利用の関係で、要綱等で審査等をしてまいりましたので、それとともにこちらの該当になるかどうかというものも確認してきたいと思っています。

○議長（高橋敬治君） 3番、山本智之君。

○3番（山本智之君） それは、担当課と町長で話をすることですか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 当然、いろいろなそういった判断をする時には課長会議にもかけますし、私と担当課だけで話が済む問題ではありませんので、ほとんどの課長さんがいる時に、そういったものを相談をして場所を決めていくということの方がよろしいのではないのかと思っておりますので、そういった形で決めていきたいと思えます。

○議長（高橋敬治君） 他にございませんか。

10番、山本榮君。

○10番（山本 榮君） それでは、2点伺います。

まず、第6条の事業者の責務というところですが、県などの条例には、事前に環境アセスの義務付けがよくありますが、町の条例にはそういう環境アセスなどを事業者を負わせるようなことは、町の条例としては重すぎるのか。その辺の見解を1つ。

それともう1点が、11条の先ほど同意の話がありましたが、もう少しどこかに厳しい一線が引けるように、大型規模については一切同意しない。例えば、規模の数字も明記して、一定以上の大型のメガソーラーについてはもう同意しない。どんな場所であろうと同意しない。そのようなはっきりした文言を入れることはできないのか。その辺の見解をお願いします。

○議長（高橋敬治君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷きよみ君） 6条の関係ですけれども、事業者の責務としての環境アセスについては、今のところ規定する予定はありません。土地利用の関係の方は、後ほどご報告したいと思います。

11条の同意でございますけれども、太陽光モジュールの総面積が1万2,000平方メートル以下の事業については認めることもあるというのですから、1万2,000平方メートルを超えるものはなかなか同意ができないと解して取っていただければと思います。

○議長（高橋敬治君） 10番、山本榮君。

○10番（山本 榮君） 事業者の責務に入れる考えはないということですけども、入れることができないのではなくて、必要ないと考えていらっしゃるのですか。

それともう一点、同意については、判断の仕方で課長の説明が理解できるのですけども、あえてうたったらどうかなということ。その必要はないということでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 当然、議員のおっしゃるように、環境アセスというのを載せれば載せたでいいのしょうけれども、この再生可能エネルギーの今回出している条例の他に、当然、宅建法であったりとか、先ほど課長が言っておりますように、土地利用の関係の要綱のどこ

ろで縛りがあるわけでございますので、あえてここでうたわなくても、違うところでそういったものは解消できるものと思っております。

○議長（高橋敬治君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷きよみ君） 11条の関係で、大型のものを表示しないのかという関係ですけれども、ここにある総面積が1万2,000平方メートル以上と13メートル以上は、同意ができないということでご理解願いたいと思います。

○議長（高橋敬治君） 他にございませんか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤和夫君） 5ページをお願いします。17条の3項の、第1項の規定による立入調査は、これを犯罪捜査のために認められたものと解釈をしてはならないとありますけれども、これはどういうことでしょうか。

○議長（高橋敬治君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷きよみ君） 立入調査は犯罪捜査のためではなく、あくまでも太陽光発電の事業が速やかに行われているかどうかというものを調査するもので、犯罪捜査のためではないということでございます。

○議長（高橋敬治君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤和夫君） あまりよく分からないですけど、それでは例えば、面積だとかということが、法令とかそういうものに違反していた場合は、そのようなことはただ調べるだけで、何も手は出せないという解釈ですか。

○議長（高橋敬治君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷きよみ君） 規定以外のものについては、同意とか許可をしないということを確認したいと思います。

○議長（高橋敬治君） もう一度お願いします。

まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷きよみ君） 規定に反している場合は、同意の取消し等行う予定でございます。

○議長（高橋敬治君） 他にございませんか。

11番、増山勇君。

○11番（増山勇君） 最初に伺いたいのは、既に町に計画が申請されて、今土地利用委員会で審査をされていると思うんですけども、その面積と規模というのはどれくらいなのか。

そして今回の条例で、これは来年の1月1日施行ですけども、今やられているのにこれは該当していくのかどうか。その2点、ちょっと伺います。

○議長（高橋敬治君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷きよみ君） ただいま町に相談がある事業者さんは、事前審査は受け取りまして、本審査はまだ提出されておられませんので、こちらの条例の関係に該当します。

○議長（高橋敬治君） 増山勇君。

○11番（増山 勇君） 聞いているのは、今出ている規模と面積はどれくらいなのかということですよ。

○議長（高橋敬治君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷きよみ君） ただいま資料を持ち合わせておりませんので、また後ほどご報告いたします。

○議長（高橋敬治君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷きよみ君） 休憩をお願いします。

○議長（高橋敬治君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時02分

○議長（高橋敬治君） 休憩を解いて再開します。

まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷きよみ君） 面積は、施行予定区域の面積になりますが、3万5,682.20平方メートルです。パネルの設置面積は、1万1,068.70平方メートルでございます。

○議長（高橋敬治君） 他にございませんか。

1番、堤豊君。

○1番（堤 豊君） 基本的な質問をさせていただいて、細かくは先ほどからいろいろ質問出ていますけど、そもそもこの太陽光とか風力発電というのは、こういう自然環境を守りながらやるということで、けして最近各市町村で反対とかそういう運動が起こって、なかなか進捗しないといことはよく承知のうえで言っているんです。基本的には、やはりこういう自然のこういう風力とか太陽光を、やはり利用した発電ということやらなければ、今後の電力とかそういうものが維持できないということが根本的にあるということが当然だと思うんです。

けど、その辺についての意見を1つ。

2点目は、ここでもう第1条でうたっていますように、町の自然環境、景観を保ってやるんだよということですから、先ほど町長も発言がありましたけれど、そんな目立ったところにお客さんが見て、そんなところにやるのではなくて、では大沢里でなくて、もっと山奥の仁科峠の方、あっちの方だったら何も自然環境もしないから、あの辺でこういう平らな土地とかそういうことで事業者がこういう条例を守る中でやるならば、それは許可するというか、そういうものの方向で考えていいですか。以上、2点お願いします。

○議長（高橋敬治君） 最初の質問、もう一度お願いします。

○1番（堤 豊君） 最初は、太陽光発電と風力発電の基本的にそういうものは前向きに私は解釈しているんですけど、そういうのは条例で縛るというか、そういう考え方は間違いないですねという確認の質問です。

○町長（星野浄晋君） 当然東日本大震災がありまして、原子力発電が危ないということを、日本の方、世界もそうですが如実に分かったわけでございますので、政府としては原発は動かしたいと言っていますけれども、国民としては危ないから動かしたくない。でも逆に、電気が足りないのでどうするのだという時に、火力発電を動かして二酸化炭素を出すのか。それとも風力、こういった太陽光でやるのかと言った時に、当然風力も発電はしますけれども、低周波の問題であったりとか、太陽光もパネルが飛散したとか、これをやるがために自然破壊をしているということから、今回この条例を出しているものでございます。当然、再生可能エネルギーというものは、これから比重が上がっていくとは思いますが、電力の安定供給という面を考えると、なかなか太陽光だけでも難しいので、いろいろなバランスを取りながら行っていくことが必要かなと思います。ただこれはあくまでも電力事業者さんのスタンスもありますので、町がとやかく言う問題ではありませんけれども、再生可能エネルギーは必要だとは思いますが。

仁科峠の広い所にとということもありますけれども、当然、海から山を見た時にパネルが映るといのは、なかなかよろしくないものでございますので、今大型のものは東海工業さんの所に、土地を借りて、財産区の土地になりますけれども、そこにやっておるわけでございます。そういった所であればいいと思いますが、今この太陽光を設置するがために、やはり森林の間伐をすることも、当然皆伐をしなければいけないということもありますので、いかなる場所であっても注意を促さなければいけないということの趣旨から、こういったものが作られているということで理解をしていただければと思います。

○議長（高橋敬治君） 1番、堤豊君。

○1番（堤 豊君） もう1点、今回のあれについては、具体的に今面積の広さもあったんですけど、その地域の方々も所有者が変わっているということですけども、地元の人たちはこのあれについて賛成ということで、地域の人は今回の太陽光発電のそういうものを〇〇しているとしているんです。それを後に対して、我々としては規制もしなければということで条例を作るわけです。それか地元の人たちの賛成の中で、我々がもしこういう規制をうんと加えるということで、それが進捗できなかったということを想定した時に、この条例が果たしてそういう効力があるかどうか、そこをちょっと懸念しているんですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野淨晋君） この条文は、基本的にはその場所であったりというものを守っていただければ、1万平米以上のものは町長の同意があれば可能という条例でございますので、当然今課長が言ったように1万を超えておりますので、申請書類は上がってくると思います。ただ議員のおっしゃるように、地域の方が賛成でということになれば、町は駄目だということとはなかなか言えないわけでございますので、今事前審査というか、そういう書類をやっている中では、必ず地区の住民の方、そしてパネルのあるのはなんていうんですかね、もし何かあった時に、害が起こるかもしれない地区とは違う方たちの所になるわけですけども、その下の違う地区の方の同意もなければ、町としてはそれはうんとは言えませんねということでお話ししておりますので、関係するすべての地区がオーケーということであれば、町は許可を出さざるを得ないということだと思えます。

○議長（高橋敬治君） 他にございませんか。

6番、加藤勇君。

○6番（加藤 勇君） 1点お聞きします。第10条の関係で、1行目のところに「当該事業に着手しようとする日」という表現があります。附則の3に、経過措置の2行目に「工事に着手する事業」という表現がありますが、この「事業に着手」「工事に着手」とはどのような行為を言われるのかお聞きします。

○議長（高橋敬治君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷きよみ君） 太陽光の工事を始める日と思っています。

○議長（高橋敬治君） 工事着手と事業着手の違いを聞いています。

まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷きよみ君） どちらも工事に着手する日を想定しております。

○議長（高橋敬治君） 6番、加藤勇君。

○6番（加藤 勇君） たぶんそんなことになるかとは思いますが、工事に着手するという、その工事を例えば伊東市のテレビを見ている感じで聞くわけですが、例えば看板が立ったとか、重機が来ているとかといろいろありますね。そういうところの部分では、どこを工事に着手と判断するのか。もう少し具体的にありましたら、お聞きします。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 通常であれば、その看板を立てるものも、もう事業に着手しておりますので、パネルを付けるという工事ではなくても、事業は着手しているものと思いますので、この条文でいきますと、その60日前までにということ縛りがかかっているとご理解をいただかなければいけないと思います。要は事業の説明というか、こういうものをしてから、60日以降でなければ着手はできないと、逆に捉えていただくのがよろしいかと思えます。

○議長（高橋敬治君） 7番、山田厚司君。

○7番（山田厚司君） この太陽光発電、メガソーラーのことは、県でもいろいろとニュースでやっておりまして、ガイドラインを発表したという話がありました。特に、地域によって様々な考え方があると、地域に委ねられるということが結構多い気がします。その中で、6条とか7条でいろいろなことで今質問が上がっていますが、これはたぶん、富士宮などの条例を参考にして作っているものだと思うんです。例えば、富士宮市では富士山の景観、こういったものを重要視してやっていくんだということをはっきり言っていると思うんですよ。そういったこと言ったら、西伊豆町が最も守っていくべく景観などというのがどういうものなのか。そういったものがだいたい町長の判断、この項目の1、2、3の中で委ねられる部分が結構多いものですから、その辺が1つと。

あと、1つにはいろいろとありましたけども罰則規定、こういったものがはっきりと明記されていないと、抑止能力が薄れるのではないかとということも言われております。今までいろいろところで条例制定をしてきた中で、罰則規定がないと、どうしても勧告するといったことだけに終わってしまって、事業者が事業を諦めていくところまで繋がらないのではないかとということもありますけども、その辺の考え方が1つ。

それから、あともう1つだけお願いします。設置だけではなくて、撤去に関する内容等も盛り込んだ方がいいのではないかとということで、ガイドラインいっていますけども、この中で言うと、どこにそういった条項が入っているのか、その辺を教えてください。

○議長(高橋敬治君) 町長。

○町長(星野浄晋君) 撤去の件につきましては、担当課長から答弁させます。

場所につきましては、今後設定していきますけれども、基本的には国道から海側は絶対だめだろうと。それは、皆さん想像つくと思います。あとは先ほど課長が言いましたように、農業であったりというものに支障をきたすところは駄目だと。そもそもしてしまえば、このものの自体の許可申請が上がってこないと思いますので、それは先ほどから言っているように、この条例が制定されたのちに、しかるべき人たちに集まっていただいて、場所は決めていきたいと思っております。

罰則規定がないのではないかという話でございますけれども、一応これは伊東市さんの例などがありまして、下田、賀茂郡下、今皆さんこれを制定しているところでございますので、それらを参考にさせていただいた中で、この条例を作っているものでございます。今後、罰則規定が必要ということであれば、条例改正などをして対応していきたいと思っております。

○議長(高橋敬治君) まちづくり課長。

○まちづくり課長(大谷きよみ君) 解体の関係になりますけれども、第10条の届出の第1項5号の「再生可能エネルギー発電設備等の管理の方法」の「事業の廃止後において行う措置を含む。」の中でうたっております。この条例に制定につきましては、太陽光発電の事業を諦めてもらうために作るのではなく、地域との調和を図るように適切に作っていただくように定めるものでございます。

○議長(高橋敬治君) 7番、山田厚司君。

○7番(山田厚司君) 今、町長にいろいろと答弁いただきましたけれども、万が一この辺の一带で、とにかく条例を制定した中で、いろいろな諸問題が万が一上がって来た時には、連携を組んで協議して対応にあたりたいという理解でよろしいでしょうか。その辺だけお願いします。

○議長(高橋敬治君) 町長。

○町長(星野浄晋君) 議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長(高橋敬治君) 11番、増山勇君。

○11番(増山 勇君) 最初に、これ条例ですよ。この中に規則で定めるといのがずいぶんあるんですけども、この規則はいつ頃作られるのか。既に作られてあれば、同時にこの議会に提出していただきたいと思っておりますけども、いかがでしょうか。

それと今、まちづくり課長の答弁と町長の答弁が、ちょっと矛盾するように私は感じたん

です。そもそも罰則規定は、作れるのかどうかというのは駄目だと。要するに、もうメガソーラーやらないよというのは、重ねて作れる可能性あるのかと、町の条例で。私が言うのもおかしいけど、国の法令に準拠というか、それより厳しい条例は作れないと私は思うのでね。今一番問題になっているのは、国でこのメガソーラーに関しての厳しい規制はないので、だから今各町村が困っているわけですよ。ですから、とりあえずというのは言い方悪いですけども、こうした条例を作って、この規則もきっちり作っていただいて指導して、強力に事業者に対して言っていくことが、今できる最大のことなのかなと思うのでね。先ほど町長が、罰則規定を作るようなことを言われたので、可能ですかと。しかし、まちづくり課長はそうではなくて、推進というか、この事業を止めるのではなくて、地域の皆さんと調和して自然エネルギーをやってもらいたいというための条例だと。ずいぶん違うのではないかと思うので、その辺もう一度確認したいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 当然表題にありますように、これはあくまでも調和を図るための条例でございますので、地域の住民の方、そして再生可能なエネルギーをやる方たちが円満に行うための条例でございますから、課長の言っているものは間違いではございません。私が言っているのは、調和を図らなかった人たちにどうするのかということで山田さんの質問がありましたので、罰則規定が可能なのであれば、そういったものは後日、条例に追加することも可能であろうということと言ったままでございます。ちなみにたばこのポイ捨ては、あれは各行政区の条例でございますけれども、あれは罰則規定が確かあったと思いますので、条例に罰則規定を設けることは、私は可能だと思っております。

○議長（高橋敬治君） 総務課長。

○総務課長（佐久間明成君） 先ほどからまちづくり課長が説明を行っておりますが、経産省への通告がございます。これはその事業者さんが明らかに法律に抵触するということになると、電気事業法の認可を受けているのですが、認可の取り消しということはあると聞いておりますので、それが罰則規定といえれば罰則規定なのかもしれません。認可を取り消されると、仕事はできないですよ。

○議長（高橋敬治君） 他にございませんか。

11番、増山勇君。

○11番（増山 勇君） もう1つ聞いている規則について、既に出来上がっているのか。いつ頃、もちろん来年の1月1日までには作られると思うんですけども、その辺のところはどう

なっていますか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） あくまでも今回、条例の制定ということで、議案審議は条例のみでございますのでお配りしておりませんが、出来てございますので、この議案が通りましたら、担当課に行っていただければ、お渡しすることは可能であろうと思います。

○議長（高橋敬治君） 他にございませんか。

まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷きよみ君） 規則の案は作っておりますけれども、この条例が可決されなければ、この条例で必要な事項は規則で定めるとございますので、ここで条例が可決後、速やかに町長、副町長に説明をして、そちらで決裁が下りた時点で告示となります。

○議長（高橋敬治君） 他にございませんか。

4番、芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 同意の11条ですけど、ここに1万2,000平方メートル以下ということと、13メートル以下ということがあるけど、この数字はどうしてこの数字になったのでしょうか。

○議長（高橋敬治君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷きよみ君） 13メートル以下の方ですけども、自然公園法等で13メートルを超えないように建物の規定があったり、景観法で建築物とか工作物の高さの制限を一般的に13メートル以下としているところとか、そういうことを鑑み、近隣市町の基準と足並みを揃えました。

1万2,000平方メートルの総面積の関係もですけども、こちらは近隣市町の基準と足並みを揃えたんですけども、太陽電池モジュール、ソーラーパネルの面積の規定ですので、これ以上ですともすごい巨大になって、景観とか、何ていうんですか、いろいろな法律の関係で規制ができることが、防災の観点からもそれ以上大きくなると、トラブルが発生する恐れがあるのではないかとということで規制させていただきました。

○議長（高橋敬治君） 4番、芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） ソーラーパネルの面積については、ここに同意事項として掲げているんですけど、事業面積については書かれていないのだけど、これはどうしてでしょうか。

○議長（高橋敬治君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷きよみ君） こちらは、太陽電池モジュールの関係ですと、ソーラー

パネルだけに限定されるんですけども、事業面積というのは一応1,000平方メートル以上のものについて、土地利用では2,000平方メートル以上のもので要綱で確認をしておりますので、そちらで規定を確認していきたいと思えます。

○議長（高橋敬治君） 4番、芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 私、ちょっと計算間違っているかもしれないですけど、このソーラーパネル1万2,000平方メートルあるわけですね。それに対して、2,000平方メートルの土地利用ということで中に入れるということですか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 今ここで縛っているものは、1,000平米から1万2,000平米のものを縛っておるわけでございます。土地利用委員会では、これよりも、この中に当てはまっているものも含めて、2,000平米以上のものは上がってきますので、事業規模としては2,000以上は違うところにかかっていますから、あえてこれで事業規模をうたう必要はないという解釈をしていただくしか方法はないと思えます。

○議長（高橋敬治君） 他にございませんか。

8番、西島繁樹君。

○8番（西島繁樹君） 1つ教えて欲しいわけですけども、3ページの1番下の第11条の2項ですけど、町長は事業区域の全部又は一部が抑制区域に位置するときというこの抑制区域とは、具体的にどれくらい町の中にあつて、誰の抑制区域なのか。例えば、農水に抑制区域だとかあると思うんですけども。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 先ほどから質問をいただいておりますように、第7条の抑制区域でございます。これはこれから皆さん、担当を含めて集まっていただいて決めていく区域のことでございます。

○議長（高橋敬治君） 質疑の途中ですが、暫時休憩します。

休憩 午後 2時26分

再開 午後 2時30分

○議長（高橋敬治君） 休憩を解いて再開します。

他に質疑ございませんか。

まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷きよみ君） 先ほど榮議員から質問のございました環境アセスの関係ですけれども、西伊豆町土地利用事業等の適正化に関する指導要綱で、土地利用関係の方で環境影響評価等ということで、事業者はその実施しようとする土地利用事業等が静岡県環境影響評価条例の対象事業に該当するときは、同要綱に規定する手続きを実施しなければならないという規定で確認しております。

○議長（高橋敬治君） 他にございませんか。

2番、山本洋志君。

○2番（山本洋志君） 説明会の実施で9条ですか、山の開発をすることで、海への影響があるとすると、漁業者がもし意義を申し上げた場合、同意がなければいけないという中で、かなり厳しいものが出てこようかと思うんですが、その辺の考え方はどうでしょう。今、現在申請が出ている件についても、お聞きできればと思っています。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 当然そういうものを踏まえて、関係ある方には説明をしてくださいということと、同意を取ってくださいということで、今お話ししております。議員のおっしゃるのは、たぶん伊東の部分を言われているのだと思います。当然、工事やるのは山ですけれども、そこから赤水であったり、そういったものが出てきて、漁業者に影響があるということですので、そういった心配もされるかと思いますが、今西伊豆町内でそういった事業が開始されようとしているところは、海への影響は私はないのかなと思いますけれども、なるべく多くの方に説明していただくことの方がよろしいかと思っていますので、住民の理解が得られないものには同意はしないということで、強く訴えてはいきたいとは思っています。

○議長（高橋敬治君） 他にございませんか。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

8番、西島繁樹君。

○8番(西島繁樹君) この条例は、再生可能エネルギーというエネルギー利用ということと、一方では乱開発しすぎて山が崩れたとか、奥山を削りすぎて猪や鹿が麓へ下りてきすぎたとか、いろいろなそういう弊害とのバランスを取るといふ条例だと思ひますので、これをやっ
ていただきたいと思ひます。賛成です。

○議長(高橋敬治君) 次に、反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋敬治君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第42号 西伊豆町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例
の制定については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願ひます。

〔賛成者挙手〕

○議長(高橋敬治君) 挙手全員です。

よって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(高橋敬治君) 日程第3、議案第43号 西伊豆町公共施設等総合管理基金条例の制定
についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野淨晋君登壇〕

○町長(星野淨晋君) 議案第43号 西伊豆町公共施設等総合管理基金条例の制定について。

西伊豆町公共施設等総合管理基金条例を別紙のとおり制定する。

平成30年12月4日 提出。

西伊豆町長 星野淨晋。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長(高橋敬治君) 総務課長。

○総務課長（佐久間明成君） それでは、西伊豆町公共施設等総合管理基金条例の説明をさせていただきます。

1 ページをおめりください。

設置として、第1条で設置の目的をうたっております。公共施設、公用施設その他の建築物及び工作物（以下「公共施設等」という。）の総合かつ計画的な更新整備、統廃合及び長寿命化等に要する経費に充てるため、西伊豆町公共施設等総合管理基金（以下「基金」という。）を設置するとしてございます。

それでは次のページ、附則のところをお開きください。

附則の2項、1号から5号に、統括する現在の基金の名称を入れさせていただいております。1号では西伊豆町スポーツ施設整備基金条例、2号では西伊豆町公営住宅基金条例、3号で西伊豆町田子中学校跡地施設整備基金条例、4号では西伊豆町黄金崎公園整備基金条例、5号では西伊豆町公共施設解体基金条例となっております。

以上の5つの基金を、一本化の条例にしたいということでございます。これにつきましては、予算ヒアリング等におきまして、国・県から同じような公共施設のための基金が複数あるのはあまり好ましくないと、一体化してはどうですかという指導を受けたことも、今回の基金条例の制定にかかっている理由でもございます。

現在、それぞれ5本の定期預金で管理をしております、3件の金融機関に定期預金として預けられているものを、すべて名称を公共施設等総合管理基金として集約するものということで、定期預金そのものは満期とか等もありますので、取り崩してということではなく、5本ともそのまま定期預金は残るという形ですが、管理する名目として公共施設等総合管理基金という形を取るということでございます。

1 ページにお戻りください。

こちらの基金条例につきましては、現在運用している基金条例の雛形とまったく同じですが、確認事項として、第5条に繰替運用というのがございます。これにつきましては、町の資金繰りがどうしても緊急的に間に合わなくなったという時には、この基金だけではありませんが、基金を一時的に取り崩して、町の支払い業務等に充てることのできるということで、この繰替運用というものをうたっております。

簡単ではございますが、こういった公共施設の関連基金を整備するということで、今回新たな基金の制定について、上程させていただいたということでございます。

以上簡単ですが、説明とさせていただきます。

○議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

○議長（高橋敬治君） 11番、増山勇君。

○11番（増山 勇君） それはよく分かりましたけども、総額この基金はいくらあるんですか。

その説明がないですけど、お願いします。

○議長（高橋敬治君） 総務課長。

○総務課長（佐久間明成君） 5件の基金の合計額でございますが、7億3,234万1,444円、現在の数字でございます。

○議長（高橋敬治君） 他にございませんか。

7番、山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 第5条で繰り替えて運用することはできるという規定と、3条で有利な方法により保管しなければならないというのと、有価証券と両方記載があるんです。例えば、有価証券ということになると、期間が長くなるのかなということが普通に思うんです。そういったことを考えた中で、どういった具合で組んでいくのか、ベストミックスというか、そのようなことはどのように考えていますか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 5条につきましては、あくまでも一借の部分に対処できるようにということで、文言を入れているということで判断していただければと思いますので、ほぼこれは使わないということの方が正しいのかなとは思いますが。有価証券の部分につきましては、うたってはありますけれども、全協でも申し上げましたし、9月議会の時に一般質問等ありましたので答弁させていただきましたが、現在で保有している資金の約1割を運用ということで申し上げましたので、これをうたったから即この基金を運用するということは考えておりません。

○議長（高橋敬治君） 他にございませんか。

1番、堤豊君。

○1番（堤 豊君） 1点お願いします。今、町長から第5条の説明がありました。これについては、この言葉を使うと、現金を振り替えてということですけど、我々の一般的なあれでいけば、流用するという考え方と同じだと思うんですけど。7億3,000万という大きな大金を、我々議会の承認なしに他の科目に流用する、振り替えるというのは、それはちょっとし

っかりお金の使い道というか、こういうもので振り替えたいんだよという、流用するよという事は、しっかりした説明があつてのち流用すべきだと思うんですけど、その辺について町長のお考えを聞きたいんですが。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 先ほど山田議員の質問にも答えましたけれども、考え方としては一借でございますので、別に流用するわけではなくて、一時的に資金ショートをする可能性があった場合は、ここからお金をお借りして、最終的には返すということでございますのから、流用してその先にどこに行ったか分からないようなお金になるということではありませんので、その辺だけはしっかりと認識をしていただきたいと思います。また、一借を起こした場合には当然利息が発生しますので、ここから一時的に借りれば利息を支払うこともありませんので、町としては有効な利用という判断になろうかと思ひます。

○議長（高橋敬治君） 総務課長。

○総務課長（佐久間明成君） 先ほどから繰り替えのお話が出ておりますが、まず目的を持った基金の繰り替えというのはほとんどあり得ないと。財政調整基金等がございますので、そちらが最優先になってくるものと思ひますので、まずここから優先的に出すということが、まずあり得ないだろうと考えております。

○議長（高橋敬治君） 他にございませんか。

10番、山本榮君。

○10番（山本 榮君） 1点ちょっと確認させてください。この基金の額ですが、先ほど合計すると7億3,000万という数字がありました。この基金を最初に当初予算では、そのままある額を当初予算に計上して基金とするのか、それとも新たにプラスして新たな基金の金額を定めるのか。いくらぐらいを想定して、当初予算に入れる予定でしょうか。

○議長（高橋敬治君） 総務課長。

○総務課長（佐久間明成君） 現在、先ほど言いましたように、5つの基金でなっているわけですが、これを取り崩すということは考えておりませんので、それぞれの金額のたまたまトータルとしては7億3,200万円という数字になりますが、それぞれの有価証券をそのまま残しておくということですので、新たな基金として、当初予算では公共用施設等の総合基金という形では乗せまされども、内訳として、例えば5本あつて、そのトータルが7億3,200万という書き方になると解釈していただければいいと思ひます。

○議長（高橋敬治君） 他にございませんか。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第 43 号 西伊豆町公共施設等総合管理基金条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋敬治君） 挙手全員です。

よって、議案第 43 号は、原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○議長（高橋敬治君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

皆さん、ごくろうさまでした。

散会 午後 2時45分